

318

331

X
複写

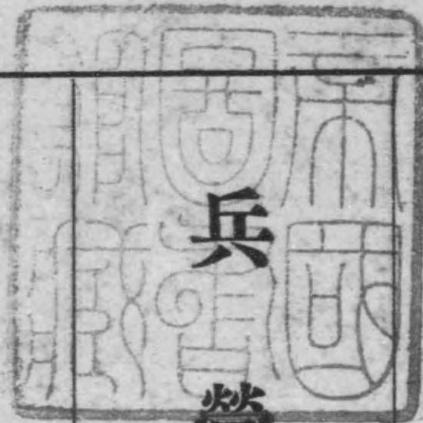


始



3/8-33/

少陸軍步兵 佐平井正道著



兵營生活

東京 東亞堂 發兌

大正
5. 6. 14
内交

法國

兵民

少將比支額

張 潤 道

序

本書は能く兵營生活の實情を述へ適當に軍事知識の梗概を叙し殆んど遺憾なきを認む苟も本書を繙かんか
在郷軍人及在營兵士は以て好乎の參考資料を得べく入營前の壯丁は以て準備知識の完了を期すべく一般
人士は以て軍隊の實情を理解すへし余は爰に著者平井君の勞を多とすると同時に軍隊の爲將た一般の爲大に祝賀せざるを得ざるなり

大正五年五月

陸軍少將 三原三郎

序

自序

日本男兒と生れた者は、必ず一度は軍隊生活をやつて見る必要がある、兵營は實に國民の一大學校である、普通の學校に於て學び得ぬ剛毅物に動せず、百難を物ともせぬ大磐石のやうな意志は此の處に於て養ひ得るのである、二、三年の歲月決して惜しからず、退營後社會に出づるの日、頑健なる身體と此大勇氣とを以て事に當らば恐らく成らざるものはないであらう、縦しや事志と違ふとも、失望落膽、爲す所を知らざるが如き不様は演せぬに違ひない。

本書は通俗的に軍事知識の梗概を叙すると共に兵營生活の一斑を述べ、在郷軍人の爲めには参考又は追憶の資となり、入營前の壯丁には準備知識を得せしめ兼て軍隊の事情に通せしめ、一般世人に對しては、軍隊とは如何なる處なりやを理解せしむるのが目的である。

著者は親しく兵營生活を試みて實際の事情には通じて居る、是を以て本書中軍事知識の説明にも必ず實際の事情感想を附説し、軍事知識の習得と共に自ら兵營生活を爲すの思ひあらしめんことを期した、唯だ著者の多忙と不文とは、必ずしも説て悉さぬ所あるを惧るゝものであるが、而かも軍事知識の大要と兵營生活の一斑とは、必ず闡明することを信じて疑はない。

大正五年五月

著者識

附記

本書目次は悉く軍事知識の説明のやうに見えるが、決して然うではない、皆其れと共に實際の状況を説いてあるのである。

勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある、昔神武天皇躬づから大伴、物部の兵どもを率ゐ、中國のまつろはぬもの共を討ち平げ給ひ、高御座に即かせられて天下治しめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ、此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき、古は天皇躬づから軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありて皇后、皇太子の代らせ給ふこともありつれど、大凡、兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき、中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば兵制は整ひたれども打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れれば兵農自ら二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士共の棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡そ七百年の間武家の政

治とはなりぬ世の様の移り換りて斯くなれるは人力もて挽回すべきに非ずとは
いひ乍ら、且は我國體に戻り且は御祖宗の御制に背き奉りて淺ましき次第なり
き、降りて弘化、嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩へ外國の事ども起りて
其侮をも受けぬべき勢に迫りければ朕が皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いた
く宸襟を惱まし給ひしこそ忝くも又惶けれ、然るに朕幼くして天津日嗣を受け
し初め征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内
一統の世となり古の制度に復しぬ是れ文武の忠臣良弼ありて朕を補翼せる功績
なり歴世祖宗の専ら蒼生を憐み給ひし御遺澤なりと雖も併し乍ら我臣民の其心
に順逆の理を辨へ大義の重きを知るが故にこそあれされば此時に於て兵制を
更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年が程に陸海軍の制をば今の様に建定め
ぬ夫兵馬の大權は朕が統ぶる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は
朕親ら之を攬り肯て臣下に委ぬべきものに非ず子々孫々に至るまで篤く斯旨を

傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再び中世以降の如き失體なから
むことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるぞ、されば朕は汝等を股肱と頼み
汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ其親みは殊に深かる可き朕が國家を保護して上天の
恵みに應じ祖宗の恩に報い參らすることを得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡
すと盡さざるとに由るぞかし我國の稜威振はざることあらば汝等能く朕と其憂
を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さば朕汝等と其譽を偕にすべし汝等皆其職を
守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さば我國の蒼生は永く太平の福を受
け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし朕斯も深く汝等軍人に望むなれ
ば猶訓諭すべき事こそあれ、いでや之を左に述べむ。

一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし

凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者
は此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれず軍人にして報國の心堅固

ならざるは如何程技藝に熟し學術に長ずるも猶偶人にひとしかるべし其體伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるべし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ。

一、軍人は禮儀を正くすべし

凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものぞ、下級の者は上官の命を承ること實は直に朕が命を承る義なりと心得よ己が隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮を盡すべし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞ある

べからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若し軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには管に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし。

一、軍人は武勇を尙ぶべし

夫武勇は我國にては古よりいと貴べる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ、況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきか、さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同しからず血氣にはや粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し、軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己が武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ、されば武勇を尙ぶものは常人に接するには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ、由なき勇を好

みて猛威を振ひたらんには果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すべきことにこそ。

一、軍人は信義を重んずべし

凡信義を守ること常の道にはあれどわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし信とは己が言を踐行ひ義とは己が分を盡すをいふなりされば信義を盡さむと思はば始より其事の成し得べきか得べからざるかを審に思考すべし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むべからずと知り其義はともも守るべからずと悟りなば速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑どもが禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠から

ぬものを深く警めてやはあるべき。

一、軍人は質素を旨とすべし

凡質素を旨とせざれば文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はじさせらるゝ迄に至りぬべし其生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれど猶其惡習の出でんことを憂ひて心安からねば故に又之を訓ふるぞかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑になし思ひそ。

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすべからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立

戊申詔書

つべき心だに誠あれば何事も成るものぞかし況してや此五ヶ條は天地の公道、
人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ
國に報ゆるの務を盡さば日本國の蒼生擧りて之を悦びなん朕一人の懌のみなら
んや。

明治十五年一月四日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其福利ヲ共ニス
朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其慶ニ賴ラムコトヲ期ス
顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセントスル、固ヨリ内、國運ノ發
展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤

儉産ヲ治メ惟レ信、惟レ義、醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息
マザルベシ

抑、我神聖ナル宗祖ノ遺訓ト我ガ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ
寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サバ國運發展ノ本、近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局
ニ處シ我忠良ナル臣民ノ協贊ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚
セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク脱ガ意ヲ體セヨ

明治四十一年十月十三日

御名 御璽

戊申詔書

勅諭 (今上天皇陛下踐祚ノトキ)

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク
惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ
朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セムコトヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ軀ニ效シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭クシ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼セム

コトヲ期セヨ

大正元年七月三十一日

御名 御璽

勅語 (在郷軍人ニ賜ハリタルモノ)

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ寺ツモノ洵ニ多シ、汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シ、郷ニ在リテハ忠良ナル臣民トナリ、軍ニ從ヒテハ國家ノ干城トナリ、以テ其本分ヲ盡サムコトヲ期セヨ

大正三年十一月三日

御名 御璽

附記

此他教育勅語、日清、日露、兩戰役後軍人ニ下シ賜ヒシ勅語アレトモ省略セリ。

讀法

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲メニ設ケ置カルルモノナレハ此兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スヘカラス

第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルヘカラサル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所爲アルヘカラサル事

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直チ之ニ服從シ抗抵干犯ノ所爲アルヘカラサル事

第四條 膽勇ヲ尙トヒ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルヘカラサル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ争鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルヘカラサル事

第六條 道德ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱等ニ流ルルノ所爲アルヘカラサル事

第七條 名譽ヲ尙トヒ廉耻ヲ重シ賤劣貪汚ノ所爲アルヘカラサル事
 以上掲ル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至リテハ父祖ヲ辱シメ家聲
 ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其身現在ノ恥辱ノミナラサルナリ況ンヤ重罪ノ如キ
 ハ各人天賦ノ公權ヲ剝奪セラレ世ニ立チ人ニ接ルモ總テ對等ノ權利ヲ得サル
 ニ至ルニ於テヤ名譽ヲ尙トヒ廉恥ヲ重ニスルノ軍人ニ在テハ殊ニ戒慎ヲ加ヘ
 サルヘカラス就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲ニ特ニ設ケラルモノ
 タルヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セハ當ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧
 ヲ害スルノミナラス遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平
 素自ラ戒飭シ決シテ違犯スヘカラサルモノナリ。

兵營生活目次

緒論

一、國軍の必要……………一
 二、陸軍の組織……………四

本論 軍隊

一、總說……………一三
 二、入營……………一七
 三、軍事學の名稱……………二〇
 四、軍制……………二二
 一、服制……………二二
 二、軍人の階級……………二五

目次

目次

三、勳章……………四八
四、記章……………五〇
五、感狀……………五一
六、進級……………五一
七、休暇……………五五

五、陸軍禮式……………五七

六、歩兵操典……………六四

一、各個教練……………六七
1、不動の姿勢……………六七
2、轉回……………七一
3、行進……………七一
4、銃の操法……………七四
5、着劔、脱劔……………七六
6、彈藥の裝填及抽出……………七六
7、立射、膝射……………七六

8、散兵……………七六

二、中隊教練……………八六

1、密集……………八七
A、編成……………八七
B、隊形……………八八
C、整頓、擔銃、立銃、着劔、脱劔、裝填、抽出……………九一
D、射擊……………九二
E、行進、方向變換、突擊……………九五

2、散開……………九九
A、通則……………九九
B、散兵線の運動……………一〇五
C、散兵線の射撃……………一〇九

三、大隊教練……………一一一

四、他兵種に對する歩兵の動作……………一二五

七、機關銃……………一二八

八、陣中要務令

一、傳令……………110

二、報告……………110

三、斥候……………114

四、前哨……………113

五、宿營……………114

六、行軍……………115

七、給養……………117

八、彈藥補充……………117

九、射撃……………117

一、射撃と天候氣象の關係……………117

二、照準……………117

三、射撃……………117

四、命中に關する記號……………118

五、名譽射撃附名譽旗……………118

六、距離測量

一〇、築城

一、散兵壕……………104

二、掩壕……………104

三、交通壕……………104

四、作業……………110

五、横牆、背牆及掩蔽部……………115

六、障礙物……………116

七、編束物……………110

一一、體操……………111

一二、劍術……………111

一三、陸軍懲罰令及刑法……………110

一四、陸軍懲治隊……………114

一五、武器の保存及手入……………114

目次

一六、革具の手入……………二五二

一七、被服、装具の保存及手入……………二五三

一八、衛戍勤務……………二五五

一九、軍隊内務……………二五九

一、總説……………二五九

二、服従……………二六〇

三、敬稱及稱呼……………二六一

四、兵營及室内の裝置……………二六四

五、週番勤務……………二六五

六、營倉……………二七〇

七、當番卒及從卒……………二七一

八、檢査……………二七四

九、起居及容儀……………二七六

一〇、休日及外出……………二七七

目次

一一、衛生……………二八一

一二、酒保……………二八四

一三、除隊……………二九五

一四、雜纂……………二九七

二〇、俸給、給料……………三〇一

二一、在隊間成績の通報……………三〇四

二二、善行證書、下士適任證書……………三〇五

二三、召集、簡閱點呼……………三〇六

二四、在郷軍人の覺悟……………三〇九

兵營生活

陸軍歩兵少佐 平井正道著

緒論

一 國軍の必要

本書の目的に直接關係はないやうであるが、順序として二三のことを述べなければならぬ、其の第一は國軍の必要なる所以である、國軍は何故に必要であるか、斯かる問題は殆んど説明の必要を認めぬやうであるが、決してさうでない、兎角人間といふ者は得手勝手のものである、國に戦亂あり或は又他國の壓迫を受けるやうな場合には國軍の必要を感ずること極めて痛切であるが、一度

國軍の必要

喉元通れば
暑さを忘る

戦亂戢り危害去るに及んでは、忽ち負擔の重きを怨み、兵備を呪ひ、之を以て無用の長物となすのである、殊に感情に鋭き國民に於て然りである、が軍備なるものは決して戦争にのみ必要なるものではない、寧ろ戦争を避くるに於て有効なるものである、如何なる國と雖も戦争を始めるには勝算ありと思ふが故であつて、若し相手とすべき國が自國より兵備が優つて居ると思ふ場合に於ては決して戦端を啓くものではない、果して然らば軍備は實に戦争避けの守護神ではないか。

凡そ人類の生存する處、常に闘争を伴ふ。——個人間に於て將た國家間に於て——。何が故に然るか、答は極めて簡單である、之れ人類の性なるが故である、言甚だ奇矯に失するが如きも、詮じ詰むれば正に此の答に到着するのである、アダム・イープの時代は知らず、目今の如き生存競争の激烈なる時代に於ては、各人は人を排しても、己れの慾望を満足せしめんとし、國は亦た他國を虐

闘争は人類の性なり

闘争の解決法

げても、自國の利益を圖らんと努める、吾人及國家の一舉一動は廣義に於ては、總て闘争なりといふも過言でない、總ての競争は見やうに依つては悉く闘争である、其間一毫の間隙をも許さない、互に他を排せんと虎視眈々たる有様である、尙ほ利害問題は之を餘所にしても個人又は國家間の感情は常に融和せる時ばかりではない、斯くの如くして人類のあらむ限り闘争は止む時はないのである、人類の歴史は闘争なりといふも過言ではない、而かも其闘争たるや時機を選ばない、不測の際に突發するを免れない、古いことは措いても、近時の世界歴史を一瞥すれば其状態は一目瞭然である、而して個人間の闘争は國家の最高權力に依つて之を裁斷することが出来るが、獨り國家間の闘争に至つては、之を裁決すべき權力なるものはない、國家自ら干戈を執つて之を裁斷するより外に道はない、軍備の必要は茲に於てか生ずるのである。

此外國民の活動、外交等苟も國家の行動は總て有力なる軍備の後援に依つ

國軍の必要

永遠の平和
は空論なり

て其力を強くし、其効を増すのである、軍備の効力豈に大ならずや、然し斯く
いへばとて吾輩は決して理非なく軍隊を謳歌するものではない、国力の容す範
圍に於て軍備の忽にすべからざるを叫ばんとするに止る、總て物事は中庸を
得ることが肝要であつて、如何に必要なればとて其度を過せば国力を疲弊し、
世界の疑惑を招き却て平和を害するやうなことになる、其局に當るものは根據
なき世間の批評に顧慮することなく、国防上必要と認むる軍備の充實に力むる
と共に、常に国力の如何をも参照して其計畫に資することを要する。
談甚だ岐路に入つたが、要するに永遠の平和は理想としては甚だ望ましいが、
到底空論たるを免れぬ、人類のあらゆる限り戦争は避く可らざるものなるが故に、
常に之に對する軍備を怠つてはならぬといふ趣旨に外ならない。

二 陸軍の組織

國軍といへば、陸海軍を包含するのであるが、本書に於ては單に陸軍に關し
て述べんとするのである、其陸軍のことも總てに亘つて之を述ぶることなく、
軍隊のことを略説するに止まる、然し陸軍全體のことを知らずして軍隊のこと
を論ずるも如何と思ひ、極めて簡単に其組織の一斑を示さうと思ふ、が素より
之を以て盡きたりとするものではない。

先づ陸軍須要の三大機關として、參謀本部、陸軍省、教育總監部を擧げるこ
とが出来、以下これが組織及作用に付き逐次略述しよう。

參謀本部は国防及用兵のことを掌る處である、其長官は即ち參謀總長で
ある、參謀總長は大中將を以て之に親補し、天皇に直隸して帷幄の軍務に參畫
し、国防及用兵に關する計畫を掌り、參謀本部を統轄する、其下に次長があ
りて之を助け、其下に總務部及第一部より第四部に至る四部があつて各々事務
を分擔して居る。

參謀本部

陸軍の組織

陸軍省

陸軍大臣の
管轄する諸
部

砲兵工廠

陸軍省の長官はいふまでもなく陸軍大臣である、陸軍大臣は陸軍軍政を管理し、陸軍々人軍屬を統督し、所轄諸部を監督する、陸軍大臣は國務大臣たると共に内閣の一員である、陸軍省には人事局（補任、恩賞の二課に分る）軍務局（軍事、歩、騎、砲、工兵課に分る）兵器局（銃砲、器材の二課に分る）經理局（主計、衣糧、建築の三課に分る）醫務局（衛生、醫事の二課に分る）法務局の六局がありて事務を分擔して居る、陸軍大臣の管轄又は監督するものは非常に多いが、其中で稍、重要なものを擧げる。

(イ)砲兵工廠、砲兵工廠は陸軍所要の兵器其他の軍需品及海軍所要の火薬を製造又は修理し、且つ一般火薬類を製造する處である、現在に於ては東京、大阪の二箇所に置かれてある、此外工廠では官廳又は人民から銃砲其他の物品製造の依頼あるときは、陸海軍所要品の製造に妨なき限り之に應じてもよいことになつて居る、但し軍用の兵器は陸軍大臣の許可なくして之を製造

兵器廠

することは許されない。

(ロ)兵器廠 兵器廠は兵器本廠及支廠に分れ、本廠は東京に、支廠は師團司令部所在地及臺北、龍山、旅順に置かれて居る、兵器廠は兵器の購買、検査、貯藏、保存、修理、支給、交換、廢品處分及砲兵工廠に於て製造修理する軍用品の検査並に要塞の備砲工事を掌る處である。

馬政局

(ハ)馬政局 馬政局は馬匹の改良蕃殖其他馬政に關する一切の事務を掌る、馬政局は東京にあつて、地方に種馬牧場三、種馬育成所一、種馬所十五箇所を置き馬政局の事務を分掌せしめて居る。

千住製絨所

(ニ)千住製絨所 陸軍所要の絨布製造の事を掌る、此外官廳又は人民より絨布製造の依頼あるときは、陸軍所要の絨布製造事業に妨なき限り之に應ずること出来る。

陸軍被服廠

(ホ)陸軍被服廠 陸軍被服品の調辨、製造、貯藏及補給を掌り、陸軍縫、靴

陸軍の組織

工長の養成に任じ、且つ被服に關する試験を行ふ、本廠は東京に、支廠は大
阪、廣島にある。

陸軍衛生材
料廠

(ハ)陸軍衛生材料廠 衛生材料及獸醫材料の模範品及戰用品の製作、購買、貯
藏、補給及品質審査を行ひ、且つ外國駐屯の部隊に要する材料の購買、補給
を掌る。

陸軍糧秣廠

(ト)陸軍糧秣廠 陸軍糧秣品の調辨、製造、貯藏及補給を掌り且つ糧秣に
關する試験を行ふ、本廠は東京に、支廠は宇品にある。

陸軍技術審
査部

(チ)陸軍技術審査部 砲工兵技術、兵器材料に關する事項を研究調査して陸軍
大臣に意見を具申し、又は其諮詢に應ずる機關である。

軍馬補充部

(リ)軍馬補充部 軍馬の供給、育成、購買及資源調査を掌る處である。

憲兵

(ヌ)憲兵 同じく陸軍大臣の管轄に屬し、主として軍事警察を掌り、兼て行
政警察、司法警察を掌る、東京に憲兵司令部、各地に憲兵分隊を配置して

ある。

教育總監部

此外、航空隊、陸軍運輸部、陸地測量部等色々あれども煩しければ省く。
教育總監部、參謀本部、陸軍省と鼎立して教育總監部がある、東京にありて

陸軍軍隊教育の齊一進歩を規畫し、所轄學校の教育を掌る、所轄學校は歩兵
學校、戸山學校、士官學校、中央、地方幼年學校、騎兵實施學校、砲工學校、
野砲兵、重砲兵射擊學校等である、陸軍大學校は參謀本部に屬し、砲兵工科學
校は砲兵工廠の管轄する處である、教育總監は大、中將を以て親補し、天皇に
直隸す、總監の下には本部長があつて之を助け、其下に騎、野砲、重砲、工
兵、輜重兵監があつて各事務を分掌して居る、各兵監は主管の事項に付き、當
該兵科の團體を檢閲し、之に關する意見を團隊長に訓示し、檢閲を了りたる
きは其實況を教育總監に報告し、關係長官に通報するのである。

以上は中央部の主要なるものを概説したのであるが、尙ほ此外に重要なるも

元帥府

の一二ある、元帥府、軍事參議院これである。
元帥府は陸軍大將の中、元帥の稱號を賜りたる者を以て組織する處であつて、軍事上の最高顧問府である、元帥は勅命を奉じて陸海軍の檢閲を行ふことがある。

軍事參議院

軍事參議院は帷幄の下にありて重要軍務の諮詢に應ずる處である、自ら進んで、意見を上申することなく、諮詢を待つて之を行ふのである、參議院に議長、參議官、幹事長、幹事等がある、參議官は、

元帥、

陸海軍大臣、

參謀總長、

軍令部長、

特に參議官に親補せられたる陸海軍將官、

侍從武官府

を以て成り、參議官中の高級故參者が議長となる、此外必要の場合には重要な職にある將官を以て臨時參議官に補し、參議會に列せしむることもある。

此外、本書に直接關係はないが、序を以て述べて置きたいことがある、其れは侍從武官府、東宮武官、衛戍總督部である。

侍從武官府に侍從武官長及侍從武官がある、侍從武官長は陸海軍大中將を以て親補し、侍從武官は陸海軍將校を以て之に補す、其定員は十人である、天皇に常侍奉仕し軍事に關する奏上、奉答及命令の傳達に任じ、觀兵、演習、行幸其他祭儀、禮典、宴會、謁見等に陪侍扈從するのである。

東宮武官

東宮武官は皇太子の威儀、整飾を奉助し、行軍、觀兵、演習其他の軍務及祭儀、禮典、宴會、謁見等に陪侍扈從する、武官長は東宮武官中の高級故參のもを以て之に補し、武官の定員は八人である。

衛戍總督部

衛戍總督部、長官は即ち衛戍總督であつて大中將を以て親補し、天皇に直隸

陸軍の組織

緒論

して、東京の衛戍勤務を統轄する。

以上は中央部のことであるが、地方にありて直接軍隊の統率に任ずるものは師團長である、左に師團司令部の職掌を一言する。

師團長は中將を以て親補し、天皇に直隸して部下軍隊を統率し、又師管内の聯隊區司令部（師團長に屬して區内の徴兵事務及召集事務を扱ふ）を管轄し、軍事に係る諸件を總理す、且つ師團の動員計畫、徴兵事務、召集事務を掌る、近衛師團にありては、此外宮闕の守衛に任ずる。

師團長は部下軍隊の練成に就て其責に任ず、但し騎兵、砲兵、輜重兵科専門の事は當該兵監の責任である、又た師管内の防禦及諸官廳、建築物の保護に任じ、異變に際して地方長官より出兵の要求あるときは、之に應ずることを要する、尙ほ部下軍隊の軍紀、風紀を振肅し、軍法會議を管轄する。

斯くの如く、師團長の責任は極めて廣く且つ重大である、師團長の下には旅

團長、要塞司令官、警備隊司令官等がある、但し後二者は之れなき師團もある、旅團長は部下軍隊の練成及旅管の徴兵、召集事務等を統括し、師團長に對し其責に任ずる、其下に聯隊長があつて、直接軍隊の練成に當る、本書の目的は實に聯隊以下の情況である。

本論 軍隊

一 總説

軍隊といふも色々の意味を含んで居るが、先づ兵科のことを一寸説明する、兵科は分ちて憲兵、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵の六科とする、砲兵には重砲兵、野砲兵、山砲兵等がある。

憲兵は軍事警察を主とし、其他行政、司法警察を司る。

歩兵は軍の主兵であつて、其數最も多く、銃と劍とを以て戦闘し、地形の如

何及び晝夜の別なく、又た他兵の援助を藉らずして獨立戦闘し得るものである、他の兵科は要するに歩兵の戦闘を容易ならしむるに過ぎない、歩兵には又た機關銃隊が附屬して居る。

騎兵は其速力の快速なるを利用して、搜索、警戒及傳令に任じ兼て又た白兵を揮つて敵を襲撃し、騎銃及機關銃を以て徒歩戦をもする。

砲兵は大砲を以て遠距離射撃をなし歩兵の行動を援助するのである、野砲兵は野砲を以て、山砲兵は山砲を以て、重砲兵は重砲を以て戦闘する、砲の名稱は要するに口径の大小、砲身の長短等に因るのである、重砲にも野戰重砲、攻城砲の別がある、尙ほ觀察點を異にして大砲を分てば、平射砲、擲射砲、曲射砲の三種とすることが出来る、平射砲は射角十五度以下のものをいひ、擲射砲は十五度以上四十五度以下のもの、曲射砲は四十五度以上のものをいふのである、山砲、野砲、騎砲、加農砲等は平射砲であつて、榴彈砲の如きは擲射砲、

臼砲の如きは曲射砲である、野戰重砲と攻城砲との區別は通常其用ふる砲の口径十五珊以上なると以下なるとに依つて異なる、平射砲(但し重砲は軍艦の舷側を突破するやうな場合に用ゐるが)は主として人馬の殺傷を目的とし、擲射砲は人馬を殺傷すると共に防禦工事の破壊等に用ゐる、曲射砲は主として工事、材料及軍艦の甲板を上より突破するやうな場合に用ゐる、が以上は主たる性能であつて、間接的又は副たる効果は亦決して少くない、例へば味方の志氣を鼓舞すると共に敵の心膽を寒からしむるが如きは其一である。

工兵は道路、橋梁、工事等の建設、破壊等をなし、又た時としては歩兵と同じく、銃、劍を以て戦闘もする、交通兵の中鐵道隊は鐵道の敷設、運轉、修理等をなし、電信隊は電線を架設して通信に任じ、航空隊は氣球、飛行機、飛行船を以て主として偵察の事に任ずる。

輜重兵は軍需品及彈藥の運搬に任ずる。

軍隊

斯くの如く諸種の兵種があつて、各々長短はあるが、歩兵を除いては獨立して戰闘し得るものは一もない、従つて之等は互に適當に結び付けることを要する、師團は實に之等を網羅せるものである、即ち師團の編制を見るに歩兵二旅團、騎兵、砲兵各一聯隊、工兵、輜重兵各一大隊より成り、之れに必要な經理部、衛生部、獸醫部、法官部等を附屬し、尙ほ近衛及第四師團にあつては軍樂隊を附屬してある、以上は一般の師團に就いていふのであつて、師團に依つては砲兵の旅團がある所もあれば、騎兵旅團の附屬せる處もある、交通兵團の附屬せる處もあつて一様ではない、歩兵旅團は二聯隊に分れ、一聯隊は十二中隊より成り四中隊を以て一大隊を成す、砲兵聯隊は六中隊より成り三中隊を以て一大隊を成す、騎兵聯隊は師團に獨立して附屬せるもの(乙聯隊といふ)は三中隊より成り、騎兵旅團に屬せるもの(甲聯隊といふ)は四中隊より成つて居る、工兵大隊は三中隊、輜重兵大隊は二中隊より成立する、其所在地の詳細は官制を

見れば詳細であるのみならず、本書には餘り必要でないから省いて置く、而して軍隊として直接兵員の練成を爲す所は歩、騎、砲兵にあつては聯隊、其他のものにあつては大隊であつて、本書は専ら其内部の事情を描寫せんと欲するのであるが、各兵科に亘つて詳細に解説する程の必要もなからうと信ずるが故に最も普通にして且つ代表的なる歩兵隊のことを略述せんと欲するのである。

二 入 營

入營期は毎年十二月一日である、然し疾病、犯罪其他の事故によつて入營し難きものは、同月三十一日までに入營せしめ、猶ほ間に合はぬものは翌年廻しとなる、父母の疾患又は死亡の爲めに延期を願ふものは二十日以内の延期が許される、以上は普通兵の入營時期であるが此外に例外のものもある、即ち警備隊及び輜重輸卒である、對馬の壯丁は警備隊に編入せられるのであつて、其入營

入 營

時期は二期に分れ、第一期は徵募年の十二月一日、第二期は翌年の六月一日である、又た輜重輸卒の入營期は四期に分れ、第一期は徵募年の十二月一日、第二期は翌年の三月一日、第三期は同六月一日、第四期は同じく九月一日といふことになつて居る、但し第七(旭川)第八(弘前)第九(金澤)第十三(高田)師管の輸卒の入營時期は三期に分れ、第一期は徵募年の翌年三月一日、第二期は同六月一日、第三期は同九月一日である、而して各兵科の現役年限は三年であつて、歩兵のみは二年の在營の後、歸休せしめられる、尤も之れにも例外はあつて憲兵上等兵は六年(前に各兵科にあつたときの年数を併算す、憲兵は一年以上必ず他兵科にありしものなることを要す)輜重輸卒は二年四箇月で三箇月間在營の後歸休せしめる、豫備は四年四箇月、後備役十年、通じて普通の兵科は十七年四箇月といふことになる。

話しが餘談に涉つたが、要するに入營の期は通常十二月一日と思へば間違ない

兵役は義務
たると共に
權利なり

く、其他のものは例外である。

幾萬といふ壯丁の中より検査、抽籤の順序を経て愈々入營する者は決定し、十二月一日、入營することになるので、之等の者は他の壯丁に比して健全なる身體を有するが故に、選ばれて國家の干城となり、護國の任に當るのである、之れを一身の都合よりいふならば、働き盛りの壯者が、二三年の間、稼業を抛つて銃、劍を執るのであるから、或は苦痛であるかも知れないが、國の爲めであつて見れば致し方はない、今日吾人が平和を樂み、生命財産の安固を得る所以のものは、皆國家の御蔭である、これに對する御恩報じと思へば更に苦痛なきのみならず、一には又た、不幸にして身體の完全ならざる者に代りて國を護るのであるから所謂身を殺して仁をなすものである、總て物事は考へやう一つである、義務と思へば辛いやうな氣もするが、權利と思へば不平はないのである、兵役は國民の義務なると共に又た權利である、故に重罪の刑に處せられた

者は之れに服することを得ないのである、其他瘋癲、白痴、不具、畸形の者亦然りて、兵役に服するを得るは、總ての點に於て完全なることを意味するのであつて、此點に於て既に誇りとするに足るのである、加之一度軍人となれば天皇陛下の股肱たるの榮譽を有し、従つて幾多の特権もあるのであるから、吾人國民たるものは、進んで喜んで兵役に服するの覺悟がなくてはならぬ、國民が徴兵を忌避するやうな國は既に國運の衰頹を意味するものであるといつて宜しい、願くは古來尙武を以て誇りとする我日本國は世界の風潮如何に拘らず、男子は悉く奮つて兵役に服することを名譽とし、之れに服し難きことを以て男子の耻辱なりと思ふ程に進み度きものである、此意味に於て彼の壯丁税の如きは排斥すべきものである、が其人の特殊の教育技能があつて兵役に服するよりも、其獨特の智能を發揮して國に盡す方が却て國家の利益であると思はれるものには、一年志願兵たるの特権も與へられて居る、が國に一旦緩急あるとき

徴兵忌避は
國家の衰頹
を意味す

歎賞すべき
一例

は男子たるものは、其職の如何を問はず、悉く劍を把つて起つといふ覺悟がなくてはならぬ、歐洲戰爭に於ける獨逸の如きは、其戰爭の目的手段等は兎に角として如上の意味に於ては誠に感服すべく模範とすべきものであるといつても差支はなからうと思ふ。

話が又た岐路に入つたが、要するに兵役は名譽である、權利であると思ふやうになることが必要だといふに過ぎない、實際また兵役は名譽であり權利であるのである、これに就て吾輩は一の美談を耳にして居る、其姓名は忘れたが、或る帝國大學卒業の一秀才が、卒業後さる會社か銀行かに備はれた、處が其青年はまだ兵役がすんで居なかつた、備先の重役か頭取かは、兵役を避ける爲め大學院に籍を置いては何うかといつて注意をした、すると此青年は、斯かる非國民なことは絶対に出来ないといつて斷然其の忠告を謝絶すると共に、さつさと其會社か銀行かを去つて了つたといふことである、誠に見上げた青年である

と思ふ、元來此青年の行爲たるや帝國の男子として當然のことに過ぎないが、近來稍もすれば柔弱に流れ、私利に趨り、兵役を厭ふ者が少からざる時に當つて斯の青年あるは吾輩の最も愉快とする處である、が日本臣民として當然のことを爲した者を賞讃せねばならぬやうな目下の情況は國家に取つて祥か不祥か、吾輩は青年諸子の猛省を請はねばならない、抑も青年を使用する會社、銀行等にして、兵役に關係なきことを條件とするものがあるが如きは既に許すべからざることである、兵役の關係あることを厭はざるのみならず、兵役に就いた者でなければならぬといふ條件を附ける程にあり度いものである。

扱て愈々入營となれば、至る處送別の宴會等が多いものであるが、これは其趣旨に於て最も喜ぶべきものであると思ふ、が度を過ぎて華美に流れ、或は又た本人の健康を害するが如きは、本來の趣旨を没却するものであるから注意せねばならぬ、又た入營に際して見送りをすることも喜ばしいことで、人情の自

入營に就ての注意

附添人の必要

然に出づるものであるから決して咎むべきではないが、是又前に述べたと同じ注意を要する、入營すべき兵營所在地の者は格別、遠方の者は入營の時日に遅れぬやうに前日までに到着することが安全である、而して相成るべくは一人の附添人を伴ふのが便利である、何となれば入營して軍服に着かへたときに、今まで着て居た和服を持ち歸るに都合がよいのみならず、直接壯丁の教育に當る軍隊の責任者（中隊長始め中隊附將校等）より色々相談的の注意やら話やらがあつて、家庭と軍隊との意思疏通及び連絡に都合がよいからである、軍隊に於ても茶菓を出して父兄又は其他の附添人を歡待し、十分軍隊の内情を説明し、意志の疏通を圖り軍隊教育の効果を多からしめんことを期するのである、昔の如き兵營は別社會であつて、如何なることを爲すやを嚴秘し、父兄をして不安の念を抱かしむるやうなことはない、總て軍隊と家庭と相連絡して教育の効果を擧げんとすること普通の學校と家庭との關係と毫も異なる處はない、故に入營後

軍 隊
と雖も不審あらば中隊長に宛て、如何なることを照會しても好い、中隊長で分らぬことは大隊長でも聯隊長でも構はない、十分責任ある答辯を得る筈である、又た町村 長を通じて照會するも宜しい。

軍隊に於ても、新兵入營期に際しては非常な準備と努力とを要するのである、教育の責任は無論中隊長にあるが、直接の教育者として、新兵掛の將校、下士が任命される、將校は中少尉の中より任命せられ、新兵の教育に就ては、細大となく計畫苦心し中隊長に對して其責に任ずるのである、故に該將校は入營期のすつと以前より諸種の計畫に頭を悩ますのである、其下に助教として下士が附屬され、更に助手として上等兵又は一等卒の中より優秀なるものが選拔される、此の新兵掛は壯丁の入營に際しても、其受取方から何から一番骨を折るのと勿論である、自分の中隊に屬する壯丁が集る場所を定め、集まつた者で、軍醫の診断を経て可とせられたるものは之を中隊に案内して軍服に着代へさせる、

大抵合つた服を見計つて之を着せ、其の着方まで一々世話を焼く、今は段々其人な者も少くなつたが洋袴を前後に穿いたりするやうな者も稀にはある、洋服を着なれた者でも、軍服は初めであるから、可なりまご付く、其れを一々手を取つて教へ、大抵合つた服を見計つて着せるのであるから、相當に骨が折れる、扱つて一騒動して軍服着替への一幕が終ると、誰れを見ても一人前の軍人に見える、附添人もこれを見て漸く安心するのである、が着せられた本人は何分始めてのことゝ何だか氣まりが悪いやうな、人に見られるやうな心持がするものも可笑しい、が他人の軍服姿を見ると立派な軍人なので急に心強いやうな氣もするのだ、然し何といつても、個人々々に合はして作つた服でないから、首の廻りが大きくて首の運動には至極都合の好いのもあれば、反對に小さくてホックを掛けると痛くて喉の詰まりさうなものもある、其れを無理にキチンと篋めて苦しさに眼を白黒させて居る者もある、大きな頭に小供の帽子のやうなものを

冠つてバックになりさうなものもあれば、反對に大きくて漸く耳で止つて居るものもある、眼の上に帽子が深く落ちかゝつて、一寸誰やら分らぬやうなものもある、腕、胴、脚の太いのやら細いのやら色々様々だ、胴が太くて子供を孕んだやうなものもあれば、脚は行燈のやうなものもある、細く短くて股引のやうなものもある、千態萬狀、中には噴き出さずには居れないやうなものもある、が之等も段々に融通して成るべく身に合つたものと互に交換させるから、少し経てば大體身に合つたものを着られるやうになる。

漸くにして服の着代へも終ると各班に引率せられる、各中隊は五六の班に分たれ、下士が其班長となり、上等兵以下古兵が皆其寢食を共にするのである、各班の人員は班の數に依りても異なるが、通常三十人近くである、故に其約半數が新兵といふことになる、班といつても真中に廊下があつて其兩側の部屋から成つて居るに過ぎない、各室には人員丈の寢臺が並んで居て、其れに物置棚、

班内の状況

卓子、銃架等が附加されて居る、而して新兵は新兵のみ一所に纏めることなく、上等兵又は古兵の間に一人宛を割込ませるのである、之れは新舊の者が早く馴染むのみならず、何かに不馴れな新兵の指導に都合だからである、中一人は戦友といつて、特に新兵の身のまはりから何から彼まで注意指導するのである、其詳しいことは何れ後に述べるとして、兎に角新たに入つた兵は自分の屬する班に案内せられると、其處にはちやんと自分の名の書いた寢臺から手箱から服から必要な物は一切揃へてある、班長は新舊兵を集めて紹介し且つ必要な注意を與へる、ごたくして居る中に最う午になる、新入兵は何も容子が分らぬので、ぼやくして居れば、古兵の方でちやんと飯を持って来てくれる、一同卓に就くと上等兵が先づ箸を取る、皆之れに習つて食事を始める、入營日の午飯は何處の隊でも赤飯か何かに肴の數も増し、キントン等を附けたりして平常に比べて御馳走があるので、古兵連は甘さうに早つ速と平げて了ふが、新入兵は

何分慣れぬことゝて、食はぬ先から最う腹は一杯になつて居る、其れに食器等が一種言ふ可らざる臭氣があるので、其れ丈で更に腹は大きくなつて、ほんの形丈に二箸三箸突つ付いて見るに過ぎない。

此んなことをして居る間に附添人は一室に入りて茶菓の饗應を受け、營内の事情、教育の方針等に付き中隊長より懇話を聞き安心して夫々引き上げることになる。

宣誓式

午後は宣誓式なるものが行はれる、各中隊の新入兵を集め、讀法なるものを中隊長が讀んで聞かせ、然る後新入兵の中より總代が一人進み出でて、

『今般御讀み聞かせ相成候讀法の條々固く相守り違背仕る間敷候也』
とか何とか讀み上げるのだ、而して各人が自分の姓名の下に捺印をするのである。

其れが終ると一旦班に歸る、其れお前の銃は何處にある、袋は何う下げて置

營内の案内

浴室

くものだ、靴は何うだと、一々分らぬので御説明許り承り、一々恐縮して居るのだ、其内に新兵は支度をして出よといふ、一騒ぎして——而かも班長やら上等兵、古兵の世話になり通して——營庭に出ると新兵掛の下士が全中隊の新入兵を引率して隊内の案内と出掛ける、まだ號令も知らなければ、隊伍の整へ方も知らず、身長の順も定つて居らぬので、何もかも硬張らず、
『さア二人づゝ列んで俺の後へ跟いて來い』
といふ調子で引つ張り廻す、先づ隣りの中隊は第何中隊と第何中隊だといつて教へる、浴室へ連れ込んで、

『此處が第何大隊の浴室だ、今晚もお前等を連れて來てやる、浴室内で大きな聲で騒いだりしてはいけないぞ、また時間に制限があるから家に居たときのやうに、ぼんやりして居つては不可い、服や靴を失くしたり、間違へたりしてはならない、何うだ齋藤、お前の處の風呂と何方が大きいか』

「ハイ隊の風呂の方が大きくあります」

「さうか、ゆつくり入れるぞ、よし、今晚も連れて来てやる、さア行かう」
隣りの炊事場に行くと、最うふんと好い香がして居る。

「此處が第何大隊の炊事場だ、何うだ大きな釜があるだらう、中々軍隊には御馳走があるぞ、大西お前は毎日肉や魚を食つたか」

「ハイ、滅多に食ひません」

「ウム、さうだらう、軍隊では毎日食へるぞ、確つかり食つて、しつかり働んだ、いゝか」

「ハイ」

段々先きに進む。

「此處が酒保だ、三宅、酒保たア何をする處か知つて居るか」

「ハイ酒を飲む處であります」

「ウム酒も飲める、お前は何れ程飲めるか」

「ハイ、五合位のみます」

「何に五合？ 其んなに飲んぢやいけないぞ、アーン、酒でも大福でも、安倍川でも、お好み次第だ、日下お前は大福を幾つ位食ふ」

「ハイ二つ位食ひます」

「さうか、馬鹿に小食ぢやの、お前は家に居たとき何をして居つたか？」

「ハイ、小間物屋をやりました」

「さうだらう、お前の顔にさう書いてある、宮田お前は幾つ位食ふ？」

「五六十やります」

「五六十？、馬見たいな奴だな、お前は家で何をやつた？」

「角力をやりました」

「さうだらう、そんな顔をして居る、然し軍隊に入つたら其んなに食つて、家

から金を取つては不可ないぞ』

『ハイ……』

説明が終ると又先きへ進む。

『此處が將校集會所だ、將校が集まつて飯を食つたり、色んなことをする處だ』

『此處が營倉だ、小林、營倉たア何か、知つてるか』

『牢屋であります』

『さうだ、お前等が悪いことをすると此處へ入れられるのだ、一生懸命に勤め

て、歸るまで此んな處の厄介になるやうなことがあつてはならぬぞ、少くとも

我が中隊からは一人も其んなものが出てはならないのだ』

『此處が營門だ、其處に立つて居るのは歩哨だ、右の溜りに休んで居るのは衛

兵だ、お前等も五六月頃になると此處へ來なけりやならない』

『此處が聯隊本部だ、聯隊長殿の居る處だ、其處に軍旗が納めてあるのだ、追

と跳越臺を指す。

『ハイ、木馬であります』

『ウム、地方では木馬といふが、軍隊では跳越臺といふのだ、誰れかやれる者

はやつて見ろ』

誰れも尻込みしてやる者なし、班長得意になつて、

『ヨシ、今に段々教へる、面白いぞ、此れは何だ、安藤？』と横木を示す

「ハイ、知りませぬ」

「誰れか知つて居る者は手を擧げろ……藤本何だ」

「ハイ、うどん棒であります」

くすくす笑ふ聲が聞える、班長も笑ひを殺して、

「うどん棒か、成程よく似て居るな、併しお前の方では餛飩を拵へるときに、

こんな大きな棒を使ふか」

「イエ、使ひませぬ」

「チャ些つと具合が悪いな、ヨシ、後で段々教へるが之れは横木といふの

だ、今にお前等にもやらせてやる」

「彼處に見えるのは倉庫だ、銃、背囊、服、靴なんかどつさり入つて居るんだ」

「此れは彈藥庫だ、火藥や彈丸等が入つて居るのだ」

「此れは銃工場だ、銃、劍等が損むと直してくれるのだ」

倉庫、彈藥庫、鐵工場

夕飯及其後

「此處が中隊の便所だ、便所へ入つたらよく照準をして板を汚したりしてはならぬぞ、入るときには誰れか入つてないか外から戸を叩いて見るのだ、入つて居る者は其しるしに、帶革を戸の外へ半分出して置くのが可い」

なぞと、案内しつゝ、簡單に説明やら注意を與へて一巡營内を引き廻す、終れば

最う夕飯時だ、矢張り平生より少しは御馳走があるのであるが、中々食へぬこ

と午飯のときと大差はない、大隊の炊事場へ行つて飯や副食物を受取り來り、

之を各人に分配することも、古兵がやつて呉れるので、新入兵は静つとして居

ればよい譯である、兎に角、當分はお客分のやうなもので、何もかも古兵がや

つて呉れるのみならず、知らぬこと、出來ぬこと一々手を取つて教へて呉れる

から更に心配はいらぬ、分らぬ者と思つて居るが故に、まご付いて居ても、間

違つたことがあつても、別に咎めせず、至極親切に教へて呉れる、夜は色々

の注意やら軍服其他に記名すること、銃の掃除の方法等何かと教へられる許り、

入營

頓て八時半になれば人員點呼の喇叭が鳴る、喇叭といへば、幾度も聞えるが、何が何やら薩張り珍紛漢紛だ、點呼の喇叭が鳴ると班長は班内の兵卒を悉く各人の寢臺の前に立たせ、勤務其他の事故に依りて點呼に應じ難きものは、其姓名及人員理由等を調べる、而して片方より番號を付けさせる、いや最う何を見ても、聞いても分らぬこと許りだ、其中に週番士官が靴音高く、劍をかちや付かせてやつて来る、週番下士が提燈を下げて之に跟いて来る、週番士官が班にやつて来ると、班長は氣を付けの號令をかけ、

『第何班總員何名、缺員何名、現在員何名、缺員は何某で何處に行つて居ります』と仔細に報告する、然る後番號を付けさせる、異状なければ『異状ありません』といふ、週番士官も是なりと認めれば其儘歸つて行く、何か注意があれば注意もする、下士からすることもある、曹長がやることもある、兎に角地方に居たときに、中尉や少尉を見たんでは、殆んど眼にも止らなかつたのが、一度兵營

に入れば、其權威の素晴らしさに一驚を喫するのである。

漸くにして點呼が終れば、寢る準備として寢臺の潜り方まで教へて貰はねばならぬ、軍隊の寢臺は所謂狀袋式に出來上つて居るので、慣れぬ者には一寸變挺に思へるのだ、否や其れより前に軍服を脱いで、其置場所から疊方まで教授に預らねばならない、又其疊み方が馴れれば何でもないが、始めは一風變つた疊み方なので、何度教へて貰つても直ぐ忘れて了つて自分ながら情けなくなつて了ふ、まア入營の夜は古兵が疊んで呉れて、枕元に置く方法も斯うだといつて教へて呉れるので、何とか濟むので、やれ／＼と寢臺にもぐり込む、其又もぐり方が、前に述べた様に變つて居るので、色々變なことをしては笑はれることも多い、大騒ぎして寢臺にもぐり込んで見ると、何だか窮屈なやうで迎も眠られさうにない、第一天竺木綿の敷布と上布との間ではつめたくて／＼足だつて手だつて容易に暖まるものでない、これも慣れた古兵などは、敷布や上布

に構はず密つそりと、毛布の間にもぐり込んで暖い思ひをして居るのだが、此れは正當なことではない。

窮屈だ、寒い等と思つて居る中に三十分は経つて了つて物悲しい消燈喇叭が鳴る、何だか餘韻の長い寂しい其音を聞くと急に物悲しいやうな気分になる、續いてすうつと電燈が消えて了ふ、斯うなつて來ると益々寂しいやうな悲しいやうな気分が昂ぶつて來る、昨夜の今頃は座敷の蒲團に纏まつて寢たがなぞと思ふ、父兄や、弟妹などの顔も見える、が隣りに寢て居る戦友から、君は何處だとか、家は何んな處だとか、こそ〜話を聞かれたり聞かせられたりする、無論消燈喇叭が鳴つてからは話をするのも禁せられてあるから、ひそ〜話に過ぎない、其中に戦友も眠て了ふ、朝からの氣苦勞で何とはなしに體は疲れては居るが、中々容易に眠付かれぬ、早く眠らう〜と思へば猶ほ更ら眼は冴える、色んなことが頭に上つて來る、もぢ〜として夜は更ける、寢返りをやる

眠られぬ其夜

入隊式

さへ、慣れぬので、容易なことではない、併し地方に居ては軍隊は一種特別の社會で、何となく恐ろしいやうに思つて居たのが、入つて見れば事情は分らぬもの、上官や戦友も至極親切で、兵營も之れなら別に心配も要らないと思ふやうな安心も湧いて來る、まア悲しいこと嬉しいこと、諸種の追憶等が其れから其れと續いて所謂萬感胸に逼る思ひをするのが、普通であらう。

思ひ倦ね、考へ疲れてうと〜と眠たと思へば、最う眼が醒める、中には一夜まんじりともせず朝を迎へるやうな者もあるであらう、朝になると忙しさうな起床喇叭が響く、飛び起きる、顔を洗ふことまで分らぬので、古兵の後に跟いて行つて、眞似をする始末だ、やつこらさと歸つて來ると又朝の人員點呼がある、夜の點呼と違つた處はない、古兵は銃の掃除、飯の分配と忙しい、新入兵は唯だ茫然と眺めて居る外はない。

其中に入隊式といふことが行はれる、古兵も新入兵も皆な營庭に出て、正式

入營

に入隊式が行はれるのである、聯隊長が聯隊の新入兵全部を集めて勅諭を捧讀する、終つて新入兵の前で各中隊の古兵は分列式をやつて見せる、聯隊長以下全聯隊の將卒悉く出場し、軍旗も出る、勇ましい喇叭の音、足の音、劍光、軍旗の光り、一として胸を轟かさぬものはない、殊に軍旗を見、これに對する敬禮の喇叭等を聞いては一種いふ可らざる森嚴の感に打たれるのである。

何するとなく兩三日は過ぎて了ふ、軍隊も馬鹿に暢氣な處で古兵も至つて親切で、之では別に案ずることも要らぬわいと思ふ頃、そろ／＼眞物の新兵教育が始まることになる。

三 軍事學の名稱

軍事學といへば如何にも大仰に聞えるが、兵卒の知悉すべきことなどは極めて簡單で或は學と稱するに足らぬかも知れぬ、總て學問といふことは幾多の現

象に就て其れに共通の原理原則を探求するものなるが故に、軍事學とても元より一の學問なるは疑を存せぬ處で、殊に最も多岐複雑なる學科の一であることも争なき事實である、が其等の高尚なる學問的研究は將校の當る所であつて、兵卒は極めて簡易なることを習得するに過ぎない、其れさへ中々容易に知得し難いのである、凡そ専門の學を修めるには、確固たる普通學の素養あることを要する、然るに兵卒の多くは高等なる普通學の素養ある者少く、加之軍事學は今まで一度も見聞したことがないので、更に理解に骨が折れるものと思はれる、併し前言ふ如く兵卒としては極めて簡單なることを習得すればよいのであるから、短時日の間に何とか一通り領解することを得るのである、兵卒に教へる學科は訓育の時に實際にやらせるもの許りで、學科として獨立して教へるといふよりは訓育されるといふのが適當である、然らば兵卒の心得べき軍事學とは如何なるものを言ふや、試に之を列舉すれば各兵科操典、軍制學、陣

軍隊

中要務令、射撃教範、劍術教範、築城教範を始め二三のものである、以下順次これ等の概要及び其の實際を略説しよう。

四軍制

軍制學といへば如何にも大袈裟に聞えるが、兵卒の心得べきことは極めて普通のことに過ぎない。

兵科の種別や、團隊の編制は既に一言したから省いて置く。

一、服制。

次に述べ可きは服制である、先づ各兵科の定色を述べると憲兵は黒、歩兵は緋、騎兵は萌黄、砲兵は黄、工兵は鶯、輜重兵は藍、各部では經理部は銀茶、衛生部は深緑、獸醫部は紫、軍樂部は紺青といふことになる、而して砲兵の中でも重砲兵、山砲兵は各々特別の徽章を附けて區別し、交通兵は電信、鐵道、

服制

各科各部の定色及徽章

將校の服制

航空隊と各々別の徽章がある。

將校の服装には、正装、禮装、軍装等がある、其れに従つて用ゐる帽子や服も違ふのであるが、煩しければ省いて置く、唯だ將校の軍衣、外套の肩章を記せば、

將官は兩縁に金の小線、中央に同大線あり、而して大將は星章三、中將は二、少將は一箇といふことになる、佐官は兩縁に金の小線、中央に同小線二條あり、星章一つあるは少佐、二つあるは中佐、三つあるは大佐である。

尉官は兩縁に金の小線、中央に同小線一條があつて、星章の三つあるは大尉、二つあるは中尉、一つあるは少尉である。

准士官は尉官と同様であるが、星章がない。

下士は中央に金の小線一條あるのみ、而して星章三つあるは曹長、二つあるは軍曹、一つあるは伍長である。

准士官、下士、兵卒の服制

軍制

軍隊

兵卒の肩章には金線なく、星章の三つあるは上等兵、二つあるは一等卒、一つあるは二等卒といふことになる。
 相當官も同様であるが金色が總て銀色になる。
 次に兵卒の服装を分ちて軍装、略装の二種とする。
 軍装とは軍帽、絨衣袴、編上靴、巻脚絆等を着け、外套は着用するか又は巻いて背囊に附し或は又た左肩より右脇に懸く、水筒、雜囊を懸け、銃、劔を携へ、背囊には一定の物品を入れ、携帯天幕、飯盒、携帯器具、手旗等を持ち、戦時には更らに綱帶包、認識票をも携帯するのである、但し、軍装のときと雖ども、便宜、携帯天幕、飯盒、器具、手旗、水筒、雜囊等を除外することもある。

略装は軍装と大差なく、其中の若干物を省くに止る、然らば軍装とは如何なる場合になすべきものなりやといふに、

軍制

- 一、靖國神社大祭日、(隊伍を成して參拜するとき)
 - 二、觀兵式、塔列、禮砲式、儀仗服務のとき、
 - 三、命課布達式、入隊式、除隊式、
 - 四、衛戍勤務及風紀衛兵に服するとき、
 - 五、動員部隊に屬するとき、
 - 六、秋季演習及廉ある演習のとき、
 - 七、自家親族及一般祝賀喪祭の場合、
- 等であつて、略装は平常用ふる服装である。
- 軍装の場合に背囊に入れる品物は、彈藥、豫備器具、携帯口糧二日分、軍隊手牒、襦袢袴下各一着、靴下二足、被服手入具等である、携帯口糧とは精米、乾パン一日分及食鹽、罐詰等をいふのである。
- 二、軍人の階級。

將校

准士官、下
士、兵卒

相當官

軍隊

軍人の階級を分ちて將校、准士官、下士、兵卒の四とする。

將校は更に將官、佐官（上長官）尉官（士官）に分つことが出来る、而して佐官といへば本科の將校許りを意味するが上長官といへば相當官も包含することになる、尉官と士官との別亦た斯くの如しである。

將官、佐官、尉官は更に大、中、少の三階級に分る、こと普く人の知る處である。

准士官とは特務曹長、砲工兵上等工長、上等計手、樂長補をいふ。

下士とは曹長、軍曹、伍長、諸工長、計手、看護長、樂手等をいふ。

兵卒とは、上等兵、樂手補、一等卒、二等卒、輪卒、縫工卒、看護卒等をいふ。

相當官とは各部に屬する軍人で、各兵科武官の階級に相當するものをいふ、之れを細説すれば、

中將相當官とは主計總監、軍醫總監、

少將相當官とは主計監、軍醫監、

大佐相當官とは一等主計正、一等軍醫正、一等藥劑正、一等獸醫正、

中佐相當官とは二等主計正、二等軍醫正、二等藥劑正、二等獸醫正、

少佐相當官とは三等主計正、三等軍醫正、三等藥劑正、三等獸醫正、

大尉相當官とは一等主計、一等軍醫、一等藥劑官、一等獸醫、

中尉相當官とは二等主計、二等軍醫、二等藥劑官、二等獸醫、一等樂長、

少尉相當官とは三等主計、三等軍醫、三等藥劑官、三等獸醫、二等樂長をいふ。

見習士官とは士官候補生が士官學校を卒業歸隊して曹長の階級で士官の勤務を見習ふものをいふ。

士官候補生とは名の如く士官の候補者をいふのであつて士官候補生召募試験

軍制

士官候補生

に合格したるもの、又は中央幼年學校卒業者より之を採用するのである、而して前者は十二月一日入營し、直に一等卒の階級に置かれ、六箇月を経て上等兵となり八箇月を経て伍長となり十箇月を経て軍曹の階級に進む、後者は六月中央幼年學校を卒業して隊附を命ぜられ直に上等兵の階級に置かれ爾後十二月入營せるものと同様に進級して十二月一日士官學校に分遣せられるのである、士官候補生、見習士官は右の襟に星章を附せるが故に直に分別することが出来る。

一年志願兵は願に依りて一年間現役に服するものであつて各期末に於て試験を施行し、其れに合格せる者は大要士官候補生と同様に進級するものであるが入營當初は矢張り二等卒であつて、少くも第一期間は班内に於て兵卒と其起居を共にするのである。

三、勳章。

一年志願兵

功勳の種類

勳章は功勳ある者に授與せられるものであつて、其賞勳は之を分ちて殊勳、勳功、勳勞の三種とする。

殊勳は戰爭中特殊の功勳あるもので、敵の軍旗を奪ふとか、長官の危急を救ふとか、敵將を捕獲せし者とか勇敢の行爲によりて全軍に利益を與へたるなどが之に該當するのである。

勳功とは平戰兩時を通じて忠貞勇烈の行爲をなし、軍人の模範として賞讃せらるゝもの、滿三年以上戦地にあり或は又た、内外を通じて四回の戦役に從事したるもの、要衝の敵に當り、先登して功を立てたるもの、敵數人を殲して其功顯著なるもの等が之れに該當する。

勳勞とは平戰兩時を通じて國家に對し勳勞あるものをいふ。以上の各項に該當する者には夫々勳章を授與せられ或は又金錢を下附せらるることもある、勳章には旭日章、瑞寶章、寶冠章等があり各一等より八等に

勳章の種類

特に軍人に
賜る金鷄章

記章

至る區別がある、而して寶冠章は婦女子に授けらるゝものなるが故に茲に論ずるの必要はない、將校は勳六等以上、准士官下士以下は勳七等以下に叙せられる規定である、が之は初叙の場合であつて且つ通常の場合をいふのであるから、特別の場合には又た特別の取扱ひあるは元より其處である、此外軍人に限つて授與せらるゝものがある、いふまでもなく金鷄章これである、金鷄章は功一級より功七級に至る七級に分れ五級以上は將校に、六級以下は准士官以下に授與せられるのであるが、之とて通常の場合をいふに過ぎない、従つて兵卒にして功六級の金鷄章を得、尉官にして功四級金鷄章を賜はるが如き異例は幾らもあるのである。

四、記章。

記章は後々まで記念すべき事件があつた場合に制定授與せられるのであつて現今存在する物の中重なるものは憲法發布記念章、大婚廿五年記念章、廿七八、

感状

卅三、卅七八、大正三年戰役記念章、大禮記念章等である、之等は何れも該事件に關與した者に賜はるものなるは言ふまでもない。

五、感状。

感状は戰地に在りたる軍人軍隊にして、拔群の勳功を顯し、其所爲軍人の模範となるべきとき、特別の任務を受け危険を冒して敵前に働き以て我軍に勝利を得せしめたとき、或は又戰團中、長官の危急を救ひ、又た敵の將官を生擒し、敵の軍旗を奪取したとき、以上に準ずる拔群の武勳ありたる場合に、軍司令官又は獨立師團長より授與するものであつて、其授與と共に全軍に布達して其名譽を表彰するのである。

六、進級。

始めて入營したる兵卒の階級は二等卒なることは何人もこれを知るところである、入隊後約一箇年を過ぎ（但し警備隊にありては約六箇月）成績優秀なる

進級
現役兵の進級

者は一等卒に進められ、或は又上等兵に進められる、これは表面の規定であるけれども實際に於ては、第一期（入營後約四箇月間）間の成績良好にして將來發達の見込あるものを、上等兵候補者として選抜し、特別教育を施して其中より上等兵の定員を取り、餘れるものは一等卒にするのである、尙ほ選抜兵に洩れた者の中よりも優秀なる者を選んで一等卒に進級せしめる、其時期は大體二年兵の除隊式後、新兵の入隊前である、併し一等卒に進級せしむるのは、尙ほ此後に於ても時々行はれること勿論である。

豫備兵及補充兵の進級

以上は現役兵に就ていふのであるが、戦時召集に應じた豫備役二等卒で約六箇月を過ぎ優秀なるものは一等卒に進められ、十箇月を過ぎて優秀なる者は所要に應じて上等兵に進められる。
次に述べべきは補充兵の進級である、補充兵は始めて召集に應じたときは二等卒であるが、召集日數十箇月（前後の召集日数を通算す）を過ぎ優秀なる者

は一等卒に、一等卒となりてより更に十箇月を経て優秀なる者は所要に應じ上等兵に進むることが出来る。

以上述ぶる所は兵卒進級の通則であるが、これには例外があることを忘れてはならぬ、即ち戦時事變に際して敵前に於て殊勳を表したものは、上記の如き規定に拘ることなく何時でも進級せしめられるのである。

進級といへば色々のことを思ひ出さずに居られない、凡そ人が一定の職に就き之れに勵精するときは、其れに相當する報酬あるは當然である、賞與、昇級等は最も其普通なるものである、個人の經營にしても、自分の勤惰は直に其事業の上に現はれて来る、軍隊に於ても其れに相當するものあるは敢て怪むを要せぬが、世の中のこととは單に勵精なれば必ず人に勝てると定つたものではない、人各々天分教育等差異あるが故に、如何に勵精しても或人には勝てぬことなきにしも非ずだ、併し斯かる劣敗は自分の本心に顧みて些の遺憾なきものであ

進級と各人の覺悟

上等兵候補者

つて、本人も亦た男らしく諦めて愚痴など並べてはならぬのである、が本人より見るも、他人より見るも最も不快なるものは自己の最善を盡さずして人後に墮ちた場合である、即ち懶惰より起る劣敗である、兵卒は入營後の四箇月間に於て先づ第一に上等兵になるか否かの運命を決せられるのである、而して上等兵候補者を選ばれるものは、學術技藝共に優秀であつて、而かも操行の確實なる者を要する、之等の一を缺くときは即ち上等兵たるの機会を失ふのである、故に毎日の練兵は元より起居動作悉く意を用ゐるの必要があるのである、不幸にして上等兵候補者の選に洩れた者も決して自棄してはならぬ、上等兵にはなれずとも、勵精ならば少くとも一等卒には陞り得るのである、一等卒となれば、兎に角入隊後一階級を進んだもので、人に對し自己に對し、何等恥づべき處はない、若し夫れ入隊の儘の二等卒で歸るが如きは、假令如何なる原因に基くにもせよ、決して衰めたことではない、少くとも名譽にはならない、何か人並み

休暇

外れた缺陷あることを示すものであるからである、事實また二等卒のまゝ退營するが如きものは極めて少數であつて、極端なる低能者或は又た懶惰者、受刑者等に限るのであつて、郷黨に對しても餘り大きな顔は出来ない話である、一度入營した者は須らく思ひを茲に致して、後日の悔なきやう戒心することを要する。

八箇月間の特別の努力辛勞空しからず、年末に及んで上等兵の地位を贏ち得た者の誇りと喜びは察するに餘りある、其中で更に優秀なる者二三名は伍長勤務上等兵となつて下士の勤務にまで服するのである、一度階級が異つて見れば一所に入つた者にまで上等兵殿と言はれる、言はれる者に引き代へて言ふ者の慘めさは何うであらう、人生は至る處優勝劣敗である、須らく努力奮勵して人に負けないことを要する。

七、休暇。

慰勞休暇

軍 隊
休暇を分ちて慰勞休暇、褒賞休暇、請願休暇の三種とする、慰勞休暇は左記の者に與へられる。

- 一、特別の任務に服し其勞多き者、
- 一、一年六箇月以上臺灣に在勤したる者、
- 一、六箇月以上、朝鮮、樺太、滿洲又は北清に在勤したる者で任務を終り内地に歸還したる者、

褒賞休暇

褒賞休暇は學術技藝に熟達し且つ行狀方正、勤務勉勵で他の模範となるものに與へられるもので、其日數は一箇月に一度である。

請願休暇

請願休暇は父母妻子が重病又は死亡に際し、是非歸郷を要するときに、父母又は親族よりの願出によりて許されるもので、往復の時日を別として二週間以内にて適宜附與せられるものをいふ、止むを得ざる事故あるときは引續き許可せられることもあるが、其場合に於ても前休暇日數を通じて廿八日を越ゆ

敬禮の通則

ることは許されない、休暇の種類及び賜はるべき表面の事由は以上の通りであるが、實際に於て、慰勞休暇を與へられる場合は、檢閲の後或は演習の後等が多いのである、褒賞休暇は多くの者に與へられることはなく、一箇月中隊に於て五人か六人かに過ぎない、從卒は比較的貴ふ機會が多いやうである。

五 陸軍禮式

敬禮は下級の者より上級又は故參の者に對して行ひ、同級にあつては互に交換するのである、上級下級の區別が判然せぬ場合は何れよりでも競つて之を行ひ、人に後るゝを以て耻とするやうでなくてはならぬ、若しや自分より下級のものであつては詰らぬなどと思ふのは、未だ敬禮の何者たるかを解せぬものである、よしんば自分より下の者に敬禮した處で、其れが爲め當人の人格が上つても下る譯のものではない、又上級の者は下級の者より敬禮を受けるときは必

陸軍禮式

す丁寧に答禮すべきである、如何にも面倒臭さうに答禮するが如きは、敬禮の本旨を没却するもので、又本人の價値なきことを表白するものである、況んや人より敬禮を受けて之に答禮せぬが如きは不作法極まるもので、當人の眞價なきは勿論延ては軍規を紊し風紀を壞るものである、深く戒心を要する。

各種の場合に於ける敬禮法

敬禮と一口に言つても、時により場所により其方法は一樣でない、即ち室外に於ては擧手注目禮を行ひ、直屬上官に對しては停止して之を行ふ、直屬上官とは己れの屬する中隊長、大隊長、聯隊長、旅團長、師團長をいふのである、室外に於ても隊伍を組んで歩くときは團隊としての敬禮を行ひ、個人個人の敬禮は行はぬ、即ち引率者が「頭右(左)」の號令を下し全員同時に之を行ふのである、又個人で外を歩くときでも武裝せる場合は歩調を取り、頭右(左)をして注目する敬禮を行ふ、神社佛閣に對しては、武裝せざるときは個人でも團隊でも帽を取りて室内の敬禮を行ひ、武裝せるときは帶刀者は「捧げ刀」執

銃者は「捧げ銃」の敬禮を行ふ。

室内に於ては止つてお辭儀をすること常人と異なる處はない、が受禮者の約六歩前といふことに注意を要する、上官の室に入るときは外より戸を叩き許しがあつて始めて入らねばならぬ、又室内にあるとき上官が入り来れば、最初に之を見付けた者に於て「敬禮」といふ注意を與へ一同不動の姿勢を取つて敬禮をしなければならぬ、併し點呼の場合の如き、整列せる場合の如き引率者又は指揮者のある場合は「氣を付け」の號令を下して不動の姿勢をとらせ指揮者のみ敬禮を行ふのである、總て敬禮は、行進間、停止間、室内、室外、直屬上官と否、武裝せるときと否らざるときと依つて異なること上述の通りであるが、擧手の敬禮をするときには受禮者が答禮して其手を下さる先きに敬禮をなしたる者が、手を下さすのは不敬の甚しきものであるから、よく注意せねばならぬ。

野外演習中、作業中等は上官が来てても敬禮するには及ばない、最上級の者が敬禮して報告すれば宜しい、併し營内又は練兵場等に於て練兵中上官が来れば上級者は一時教練を止めて「氣を付け」を命じ現に施行中のことの状況及び人員を報告するのである。

斯かることは餘り詳しくいふ必要もあるまいと思ふから之れ位にして置くが此敬禮なるものが中々容易のものでない、右臂を横に水平に伸ばし、前臂を曲げて頭部の方に持ち来り中指と食指との間に帽の底を挟むのである、そして掌を稍々前に向はしめるのであるが、口でこそ左様であるが實際は容易のことでない、さればこそ入營早々は勿論在營間を通じて各個教練をやるときは、常に一の科目として之が練習を命ぜられるのである、實際この練習をやつて見た者は其六ヶしいのに驚くと共に、其練習中種々滑稽なることあるを経験するのである。

舉手注目の敬禮法

敬禮法の困難とそれに伴ふ滑稽

即ち行進間の敬禮に於ては受禮者の方に注目せんとするが爲め體と頭とが丸で別々になつたり、頭の向け方が足りなくて所謂流し目になつたり、掌がすつかり外に向つて了つたり、固くなつて左の手をじつと股に添へて動かさなかつたり、動いても脚と一所に出したりして、いふ可らざる滑稽を演ずるのである、而して其度に「元へ」を喰つて又後へ逃げ出すなど實に言はれぬ面白さである、停止して敬禮する場合には受禮者の方に向いて停止して敬禮するのには、或は停止して然る後改めて向きを代へたり、或は又停止すると同時にひよつと手を舉げたりして中々慣れぬ中は思ふやうに行かぬものである、之れが更に銃を持ちて居るときに上官に物を呈し或は受取り、或は又其れが室内の内であつたり外であつたり色々な状況を代へて其れに相應する敬禮を行へと言はれると、何も彼も混合して頓でもないことを仕出來すこと多く、殊に稍々遅鈍なる兵卒になると常に變つたことをやつて人の腹の皮を擦らせるのである、而かも本人は

室内、室外
の區別

軍隊

大々的眞面目、一生懸命にやつて居る處に更に一段の可笑さを加へる。
扱て言ひ後れたが室内、室外の區別である、之れは大體何人にも分つて居さ
うで、強ちさうも行かぬ處がある、居室、寢室、事務室、應接所等の如きは室
内たること誰れにも一目瞭然であるが、普通人には室内の如く思はれて而かも
否らざる場所なきにしも非ずだ、例へば衛兵所、廊下、炊事場の如きは事實は
屋内であるけれども、之れは室外であつて室内の敬禮をしてはならぬのである、
従つて之等の場所では帽子を冠つて居なければならぬ、室内で帽子を冠つて居
たり、反對に室外で脱帽して居るが如きは所謂軍規風紀の弛緩せるものであつ
て一目して其者の善良ならざるを示すと共に、小にしては中隊、大にしては聯
隊の價値を疑はれることになる、又假令帽子は冠つて居ても曲げて冠つたり、
服は着て居ても釦が外れて居るが如きは、皆同一に見られるのであつて軍隊の
嚴肅なる所は斯かる處にも窺ひ知られるのである。

歩哨に對す
る敬禮

行軍中の敬
禮

歩哨は重要
勤務なり

歩哨に對しては一二等卒は悉く敬禮を行ふ、假令歩哨が二等卒で自分が一
等卒であつても矢張り自分より先に敬禮をしなければならぬ、上等兵以上に
なると歩哨の方より敬禮するので下士以下に對しては立て銃の儘、准士官以上
に對しては捧銃の敬禮を行ふことを要する。

隊伍を組んで途步行進をなすときは(行軍等の時)假令上官が來ても引率
者のみで隊は其儘行進する、併しこれが營内とか衛戍地内のやうな場所で特に
演習の爲め行軍するが如き場合でない以上は、隊としては敬禮を行はなければ
ならぬこと勿論である。

其他衛兵の敬禮、歩哨の敬禮等述べべき事柄は多いが、其れまではと思ひ省
いて置くが、此衛兵、歩哨は非常に大切なもので、殊に正門に立つ歩哨の如き
は、餘程しつかりして居ないと、衛兵司令は元より、時と場合によつては其所
屬の中隊長や聯隊長まで責任を問はれるやうな重大事が起る場合がないとも言

陸軍禮式

へぬ、だから入營して退營するまで幾度も歩哨には立つても未だ曾て正門の歩哨に立つて見ずして退營するやうな者も少くない、之等は餘り機敏でないといふ證據であつて頓と名譽にはならぬことである、倉庫の歩哨位しか出来ないやうな者は甚だ情ないものと言はなければならぬ。

六 歩兵操典

歩兵操典は歩兵の金科玉條なるはいふまでもなく、特科兵と雖も特科獨特のことを除いては本操典によるべきもので、殆んど全科に通ずる重要な操典であるが、兵卒としては、矢張り極めて簡単な事を承知して居ればよいので、其れ以上は下士、將校の心得べきことである、だから斯かる重要な操典の規定も兵卒としては、軍事學として授かるよりも、訓育として教へられることが多いのである、操典に限らず、他の諸科目も皆一様である、が兎に角其最重要な

歩兵操典は各兵科の金科玉條なり

ることの一斑と其訓育の實際の狀況を語るのが本書の目的なる以上、便宜斯くは分類するに過ぎないのである。
同じ操典を研究するにしても將校と下士、下士と兵卒とは悉く其目的を異にして居る、兵卒は單に兵卒として命せらるゝことが適當に出来ればよいので上級の者とは自ら趣を異にするのである。
歩兵操典の綱領には歩兵の本領が擧げて詳細である、これは最も必要なものなるが故に其一斑を抜萃する、
一、歩兵は戰鬪の主兵として戰場に於て常に主要の任務を負擔し、戰鬪に最終の決を與ふるものなり、故に他兵種の協同動作は歩兵をして其任務を達せしむるを主眼として行はるゝものなり。

- 一、歩兵の本領は地形及時期の如何を問はず戰鬪を實行し得るにあり。
- 一、歩兵戰鬪の主眼は射撃を以て敵を制壓し、突撃を以て之を破摧するにあり、

而して戦闘に最終の決を與ふるものは銃剣突撃とす。

一、軍紀は軍隊の命脈なり、其弛張は實に戦闘の勝敗を定め、軍の運命に關するものなり。

一、攻撃精神の鞏固、體力の強健及武技の熟練は歩兵必須の要件なり、歩兵は剛膽にして耐忍に富み、沈著にして勇敢なるざる可らず、勝敗將に岐れんとして戦闘慘酷を極むるときに於て特に然り。

一、攻撃精神は忠君愛國の至誠と、献身殉國の大節とより發する軍人精神の精華なり、精練にして攻撃精神に富める軍隊は常に寡を以て衆を破ることを得るものなり。

一、軍隊の志氣は旺盛ならざる可らず、狀況困難なるときに於て特に然り。

一、協同一致は戦闘の目的を達する爲め最も重要なものなり、而して各々自己の任務の遂行に努力するは即ち協同一致の趣旨に合するものとす。

各個教練

一、各個教練。

各個教練の目的は兵卒を訓練して諸制式に熟せしむると同時に軍人精神を鍛へ、軍紀を練り、部隊教練の確固たる基礎を作るに在る。

1、不動の姿勢。

扱て最初に起る問題は不動の姿勢である、不動の姿勢と一口にいへば單に四角張ることのやうに聞えるが、これを操典の示す通りに嚴格にいふと中々容易のものではない、操典の要求する所を擧げると次の通りである。

兩踵を一線上に揃へて之を着け、兩足は約六十度を開きて齊しく外に向き、兩膝は凝らずして之を伸ばし、上體は正しく腰の上に落ち着け、且つ少しく前に傾け、全肩を稍々後ろに引き、一樣に之を下げ、兩臂は自然に垂れ、掌を股に接し、指は軽く伸ばして之を並べ、中指を袴の縫目に當て、頸を真直にし、頭を正しく保ち、口を閉ぢ、兩眼は十分之を開き、前の方を直視す。

随分六ヶしいではないか、然り實際に六ヶしいのである、而かも軍人としては此姿勢を要すること頗る多きが故に十分これに熟する必要がある、檢閲とか、儀式とかいふやうな場合には此の姿勢で一時間も居なければならぬことも稀ではない、雨が降らうが、槍が降らうが、蜂が螫さうが、一切動くことはならぬ、而かも十分活動の出来る準備がなくてはならぬ、此姿勢の練習は軍人教練の第一歩である、故に先づ教へらるゝものは、此不動の姿勢である、而して最も度用ゐらるゝのも此姿勢である、固くなり過ぎて動作が自由でなくても可けない、新兵がこれを教へられる時には随分滑稽なこともある、先づ第一に此要求通りならぬのは、脚が彎曲して兩脚がびたと着かぬことだ、兩脚が曲つて其中に四角形見たいなものが出来る、これは重い物等を背負つたものに有り勝ちである、これを直す爲めに、練兵中、始終相撲取りの真似のやうに兩手を各々膝の上に乗せて、兩脚を踏み開き交互に伸ばさせるのだ、或は又器械體操場の梯

不動の姿勢の困難

不動の姿勢と滑稽

子にぶら下つて所謂屈伸運動をやらせたりして、漸次これを矯正するのである、幾人かを並べて置いて、班長が『自分が前に立つたら不動の姿勢を取れ、外の者は不動の姿勢の自習』と命令する、新入兵は一生懸命になつて此の稽古をする『金子お前の頭は右に傾がつて居る、左に起せ』といへば、班長と同じことのやうに思つて反對に右に曲げる。『其れは右ぢやないか、左に起せ』といへば尙更ら右に傾げる。『金子、箸を持つ方は何方だ、茶碗を持つ方は何方だと来る。』『はい、箸を持つ方は右であります、茶碗を持つ方は左であります』『其んなら左に起せといつたら、茶碗を持つ方に起さにや可かんぢやないか』『はい』といふやうな調子で、中々以て容易のことではない『金子お前の顔は

體と同じ方を向いて居らん、最つと左に向ける

『大西、お前の左の肩が上つて居る、下げる』といへば反對に上げたりする。

『かうよ』といつて直接手を以て直したりする。

其外、慣れない中は中々一度に要求せられる姿勢が取れない、そこで或は『右足後と』『兩足尖外と』『右足尖外と』『左足尖外と』『左足尖内』『肩を下げる』『手を伸ばせ』などと一々直される、新入兵は一生命に不動の姿勢を取つて居ても、何處となく分る、眼を開けと言はれて眼玉を白黒さしたり、天を睨み上げたり、腮を突き出して居つたり、腹を出して居つたり、何處となく縮らない、其れが殆んど數知れぬ程幾度もやる中に段々縮つて、一寸やれば大體立派な姿勢が取れるやうになる、脚の曲つた者は入浴後一生命に伸ばす稽古をさせるとか、首の曲つたものは、寝るときに向きを更へさせるとか色々骨を折るのである。

新兵と不動の姿勢

『休め』

『不動の姿勢』の次ぎは『休めの』稽古だ、『休め』で先づ左足を出して休む、疲れたら右足を出して休む、が其時には一應左の足を元の位置に返し、姿勢を取つて然る後右足を出すのだ、其れでないと、自分の位置が狂つて来て、隊伍の中にあるときなどは、非常に整頓が狂つて来るからだ、特別の注意なき以上『休め』の號令があつても、雑談は禁じてある、其をつい迂つかりして、隣りの者に話しかけ、お目玉を喰ふことなども中々少くない。

轉回

2、轉回

其次には右向け、左向けだ、轉回する方向の脚を基準として廻るのであるが、廻つて見ると、左右の足の開きが變つたり、踵が前後になつたり、十分に廻り切らなかつたり、反對に廻り過ぎたり、中々之として完全にやるには容易のことではない。

行進

3、行進

歩兵操典

其次には行進所謂『前へ進め』を始める、『行進には威嚴を保ち勇往邁進の氣象を現さざる可らず』なんて操典には随分六ヶ敷いことが書いてある、之れは併し實際少し経つとよく分るやうになるのである、新入兵が歩いてるのは何となく、ぐらくしたやうな、間の抜けたやうな勢のないものであるが、軍隊生活にも慣れ教練も積んで来ると、確に堂々として何となく歩くにも重々しいやうな、威嚴を生ずるものである、況んや斯うなつた者が、隊を組んで歩くならば、いふ可らざる強さと威嚴を生ずること、敢て黒人を待たずとも明かである、速歩は一步の長さを踵より踵まで七十五珊米とし其速度は一分間に百十四歩としてある、だから距離にして約八十五米といふことになる、然しこれは標準であつて中々整然と斯うは行きにくいものなることはいふまでもない。

此行進は餘程六ヶしいものである、先づ第一に膝が伸びない者が多い、これは例の不動の姿勢で兩脚の真中に四角形の出来る手合に多いこと勿論である、

だからこれが矯正法も前述の場合と同一である、其れから兩脚を交叉して進むもの、兩肩を變に廻して歩くもの、手を脚と一所に出さうとするものなど中々滑稽なことが多い、其れから歩調のこと、方向を變へること、斜行進をさせること等、色々あるが省いて次には右轉回即ち『廻れ右へ止れ』或は又た『廻れ右前へ進め』だ、これが又一寸厄介だ、次に駢歩だ、これは歩長が少し長くなつて、一步の長さ八十五珊米、速度は一分間に百七十歩といふことになる、駢歩をやるには徒手では腰へ手を上げること、其高さ、動かし方などで随分お小言を喰つたやうに覺えて居る、速歩から駢歩に移り、反對に駢歩から速歩に移る等新入兵の間誤つことは一つや二つではない、號令が右脚でかゝつたら何歩目から、左脚でかゝつたら何歩目から速歩に移るなんていふのだから厄介だ、速歩、駢歩共に幾人も歩かせて置いて、あの足の工合が好いとか悪いとかいつて、好い者は大勢の前で模範的にまた歩かせられる、自分が歩いて居つて

は、餘んまり樂なものではないが、横に居て見て居ると、誰が好いか悪いか實によく分るのみならず、非常に趣味があり面白いものだ、徒手で一通りのことを覚えると、今度は執銃しての動作である『氣を付け』をやつても、單に銃が殖えた丈けだが中々其れで容易でない、第一照星頂を體に附けて其先きを擦つてはならぬ、磨擦すると先きが光り出して照準するとき非常に困難を來すのみならず、正確に照準が出来なくなる、これを非常に八ヶ間しく注意せられる、其上銃が垂直にならなかつたり、足尖からの距離が思はしくなかつたり、方向が横を向いて居たり、中々思ふ様には行かぬものだ、其れで方向を換へたりなにかすると其度に銃の位置が變つて仕様がなない。

4、銃の操法。

銃を持つやうになると一番度々やらなければならぬのは『擔へ銃』『立て銃』だ、始めは一舉動毎に分解して教へられ、終ると連続してやる、凡て四舉動で

銃の操法
擔へ銃、立
て銃

捧げ銃

終るのであるが、其の速度も速歩の速度といふ定めである、立て銃も同様であるこれはきちんぐとやれば非常に立派であるが、其れ丈けまた容易くは上手になれぬ、擔いで見ると銃口が思ひ切つて左の方へ寄つて居たり、或ひは又た無暗に下へ下つたり、上へすり上げ過ぎたり、反對に下り過ぎたり、中々型のやうには行かぬ、銃の位置としては、槓桿が第一、第二卸の中間にあるやうにといふのである、擔へ銃、立て銃が立派に出来るやうになるときは、必ず外の動作も立派に出来るやうになつたときである、少し心が弛んで居ても活氣ある立派な操作は出来ぬ、故に檢閲のとき等は擔へ銃一つを見て其の兵卒の技術、心的情態等を洞察することが出来るのである、次には『捧げ銃』これとてさう簡單ではない、何れにしても、兵卒は隊伍の中にあつて動作するのが本分であるから、一人でも下手なものがあると非常に見つともないのである、一つの隊の操作が恰も一人のやうに揃つて居て、而かも出来上つた所もちやんと揃つて

着剣、脱剣

居るやうでなくては、まだ全く熟達したものとはいへない。

5、着剣、脱剣。

停止間は勿論、行進中にも、駆歩中にも出来なくてはならない、行進中の着剣は餘り六ヶしくもないが、脱れ剣をやつて剣身を元の鞘に納めることが骨だて。間が悪いと幾らやつても箱らず、泣き出したいやうなこともあるのだ。

装填、抽出

6、弾薬の装填及抽出。

これは確實に而かも極めて迅速にやることを要する、兵卒仲間では勿論、助手の上等兵等と競争したりなんかして實に面白い、少し馴ると偶には上等兵に勝つたりするやうになる、尤も向ふで負けて呉れるのかも知れないが、何でも早かつたときは氣持の好いものだ。

立射、膝射

7、立射、膝射。

これでは姿勢が容易に取れない、膝射では「半ば右向を爲しつゝ、右足尖を左足

銃と其構へ競争

の延線上其踵より約半歩後方へ引き、左手を以て劍鞘を前に拂ひ、右脚を左足の方向と殆んど直角なる如く平地に着け、臀を右足に載せ、左脚を立て、同時に右手を以て銃を前に倒し左手を以て立射の如く之を保ち、其前臂を左膝の上に置き、床尾銃を右股の内部に當て、次に右手を以て銃把を握り、上體を自然の方向に真直に保つ」と操典には示してある、始めの中は劍を拂ふことを忘れ、又足の引き方が足りなかつたり、姿勢を取り了つて體の方向が正面を向いて居なかつたりして思ふやうには行かない、立射、膝射に拘らず姿勢が出来ると今度は銃を肩へ着けることの稽古だ、助教や助手が後ろから来て、いきなり下へ押して見て、譯なく下りるやうでは駄目だといつて叱られる、愈々照準をする段になると頬を銃床にくつ着けることが又一骨で、其れが爲め銃身を傾げたり、特に頭を曲げたり、お小言の種は絶えない、而して射撃をするには臂の力が強くなけりやならぬといふので構へ銃を幾回となくやらせる、時による

軍 隊

と何回やれるか競争などやらせる、吾輩などは臂の力が弱くて三四十もやるとへトくになつたものだが、お蔭で何時も意氣地なしといつて叱られたものだ、強いものになると百やつても三百やつても平氣なものも居る、全く感心して丁つた、が大抵の者はこの構へ銃の競争が始まるとうんざりしたもので、始めの中こそ一二の掛け聲も勇しくやつて居るが、少し経つと體全體で上げようとしても上らなくなる、果ては聲も出なくなつて了ふから、往生だ。

8、散兵。

散兵とは通俗にいふと、戦闘するとき密集して居つては損害を受けることが多いから、一列になつて各人の間隔を約二歩（時により廣狹はあるが）に開いて前進し、停止し或は射撃する際に於ける各人を目していふのである、而して散兵の教練は兵卒に散兵線中の一人として散兵の動作即ち地形を利用して行進し、停止し、射撃し、突撃することに熟せしめ、且つ攻撃精神を養成するの



が目的である。

散兵の稽古は重要な丈け容易ではない、最初は一列から散開する稽古をし慣れると二列から、或は又た側面縦隊からと色々複雑なことが教へられる、又基準を右、左等に取り簡単な場合から漸次進んで中央から或は適宜な處からと色々に変つたことを教へ、地形、情況に應じて指揮官の欲するまゝの散兵線を作る事が出来るやうに練習するのである、散兵の散開法を極く簡単な場合に就て圖解すると次のやうである。

側面縦隊から散開するには、其の隊が横隊になりて、然る後一番を基準として右或は左に散開した場合と同一になればよいのである、兎に角散開させるには、基準を示すが何より大切で、其指示がなければ何う散開して好いか分らない譯である、これが五人や十人ならばよいが、百人もの隊が、片翼を基準にして散開するときなどは、反對の翼のものは、随分遠くまで走らなけりやならない、百人の二列横隊で廿五番を基準にして散開すれば、兩翼共略ぼ同じ距離を走ることになるから好いが、其んな場合は少くて、或は四十番が基準だつたり、五番が基準だつたり、其時の必要に應じて變るから、反對の翼又は其近くの者は思ひ切つて遠方まで走らなければならぬ、而かも散兵になるときは、敵の彈丸を浴びるときを豫想してあるのだから、根限り迅速にやらなければならぬ、其代り基準になつた者は其儘其場所へ轉がれば好いので、尤も樂をする譯だ、處が最初は早く散開が出来ず、出来ても間隔が狭かつたり廣かつたり

或は又各人の位置の順序が狂つて居たりして中々型に箱まらない、其度に『集れ』といはれて元の處へ歸される、漸く原位置に復したと思ふと、いきなり又た『散れ!』とやられる、いやはやへとくになつて了ふことがある、殊に積雪脛を没する北國の雪の中で防寒外套でも引つ被つて續け様に五六回やられて見玉へ、大抵な豪傑もうんざりしまふのだ、其上銃を痛めてはならぬ、銃口に雪や砂を入れては尙更らいけぬといふのだから、恐れ入るのだ、一度『散れ』といふ號令が掛つたが最後、思ひ切り走つて、自分の位置と思ふ處へ行くと、なぐり倒したやうに勢込んで倒れなければならぬ、併し何事も熟練で、少し經つと、早くもなれば間隔も適當に取れる、而かも大體に於て一直線になるやうになるから恐ろしいものだ、兎に角散兵の如きは最も協同動作を要するものなるが故に、中に一人でも二人でも恍惚した人間が居てまご付いたり、或は倒れたりすると、全體が滅茶々々になつて了ふ、面白いのは、泡喰つて一人二

人が傍の者に躓いて倒れると、後から来る奴が勢餘つて避けられず、五人も六人もが一所へ倒れかゝり、のしかゝることだ。

最初にもいつた通り散兵は地物地形を利用することが必要である、然らば何故に地物を利用するかといへば、射撃の効力を増し、兼ねて其身を遮蔽して目標を小さくし、敵の射撃の効果を少からしめんが爲めである、故に如何に遮蔽には好き地物であつても、射撃が出来ぬやうな處では仕方がない、然るに地物の利用が拙い、其んな大きな目標を出してはならぬといはれるのを趣旨を間違へて唯だ隠れさへすれば好いやうに思ふ兵卒もある、であるから中隊長始め將校から地物は何が故に利用するのかと質問され、本末を顛倒した答へをするときは、懇々と其不可を論されるのである。

地物の利用も口でいへば簡単であるが、地物其物が處により千態萬狀なるが故に、其利用法も元より一樣に律すべきでない、最初に教へられるのは要する

に真に大概の型に過ぎないのだ、其れも口で彼是いふのではなく、最初は助手を用ゐて模範を示させ、更に各人に實施させるのである、地物の利用と共に敵を發見することも極めて必要である、敵も我れと同様に地物を利用するものであるから、彈丸の矢面に突つ立居るやうなことはない、だから其見難い敵を速に發見して而かも適當に之を射撃することに熟しなればならない、之が爲め或は標的を以て、或は助手を以て敵に擬し、之を發見するの練習をやるのである。

散兵線中にあつて射撃をするときは、可成り騒がしいものである、隊が大きくなり隣接部隊もある場合は殊にさうである、小さい聲でもの等言つたつて聞えやしない、だから散兵各自は常に敵に注目すると共に、指揮官に注意し、其號令の如く動作することを要するが、指揮官を失ひ或は又た其命令が徹底せぬやうな場合には自分で適當に狀況を判断し、目標を選ぶ位の知識がなくては

ならぬ、が苟も指揮官の號令の聞ゆる以上其命令通りに行動しなければならぬので、自分勝手に判断して、勝手な目標を射撃するが如きは嚴禁である、何となれば敵の状況により、或は又隣接部隊との關係上、指揮官には其れ相當の考があつて、適當な處へ火力を集中させんと圖るからである、而して散兵は自分の正面の敵を射撃するのが原則であつて、他の方向に銃口を向けるのは、何か變つた特別の事情ある場合に限るのである。

散兵が行進する速度は通常速歩である、行進に際しては銃を安全装置にし、加之銃口を上に向けて行進することを要する、其れでないと、先きに進む指揮官や、僚友等を殺傷するの危険がある、散兵が背進するときは『後へ』の號令を下す、而して『止め』の號令があると直に止つて敵の方に面しなくてはならぬ、其れを慣れない中は『止め』の號令があると敵を背にして『止る』やうな迂濶なことが多い、併しこれは演習で實際向ふに敵を控へて居らぬからで、

散兵の行進
停止及注意

散開の目的

實戦であつて見れば何れほど慌けた人間でも豈夫敵を背にして止るやうなことはあるまいと思ふ。

散兵は射撃の効力を増し、遮蔽の實を擧ぐるが爲め、各人に姿勢及銃の使用に關し自由を與ふることが多い、だから地形によつては一つの散兵線の或部分は伏姿をとり、或部分は立姿、或部分は膝姿と區々になつて居ても構ふ所はない、否や其れが目的を達する良手段なのである。

目下各國の軍器は頗る正確である、だから正當に照準すれば極めて正確である、其れ丈け少しの誤りがあつても敵の方へ行くと効力に大影響を來す、殊に距離が違つて居つては其効力が甚だ薄いことになる、だから散兵は指揮官の命する通りに照尺を合することが何より肝要で、従つて随分八ヶ間敷注意せられるのである、檢閲等に際しては此點は特に氣を付けて見られることが多い、従つて指揮官たる者は距離の決定に付ては頗る熟練を要するのである、工事に據

散兵と照尺
の正確

つて敵を待つとか、さなくとも一地に於て比較的長く射撃を繼續するやうな場合は、正確な器械に依つて距離を測定することも出来るが、其れでない場合は目測によらざるを得ない、而して目測は最も用ふる機会が多いのであるから、苟も軍人たるものは將校たる兵卒たるに論なく、目測に長ずる必要がある、従つて其練習は屢々行はれるのである、其詳細は後に改めて説明するが、兎に角同一の距離であつても、地形の異なるに従ひ、或は又た天候の如何によりて非常に變つて見ゆるものである、其れを如何なる場所に於ても大體に於て間違なきやうになるのは、元より容易のことではないけれども經驗は恐ろしいもので、實驗が積むと大差なきやう測定し得るに至るものである。

二、中隊教練。

操典に曰く『中隊は戰鬪の單位にして、中隊長を核心とせる士氣結合の基礎なり、中隊教練は即ち中隊をして如何なる場合に於ても、中隊長の號令又は命

令に従ひ、舉止恰も一體の如く整正確實に規定の運動を實行し得せしむるを主要とす』と、中隊教練の目的は以上に依つて明かなるが故に別に説明はしない。

1、密集。

A、編成。

中隊は之を三小隊に分ち、中少尉を以て少隊長とする、兵員が三等分し難いときは、第三小隊に一人を減じ、次に第二小隊に一人を減ずる、小隊は兵卒身幹の順序に従ひ、前後二列に排列する、其前後に立ちたる二人を伍と謂ふ、兵員奇數なるときは左翼の第二列を缺く、これを缺伍といふ。

後列兵は前列兵の背若しくは背囊より胸までに七十五 厘米 (即ち一步の距離なり) の距離を取つて正しく前列兵に重なり、同方向に位置する、各兵卒の間隔は左手を腰に當て肘を側方に張りたるとき、軽く左隣兵の右臂に觸れる程度である、最初は分らぬから一々手を上させて見るのであるが、慣れると、其

んな手数を要せずとも適當な間隔が取れるやうになる。
小隊は更に之を若干の分隊に分ち、軍曹又は伍長を以て分隊長とし、小隊毎に右翼より順序に番號をつける、分隊の兵員は四伍乃至八伍（即ち八人乃至十六人）である。

小隊の兩翼に各々其翼の分隊長を置く、其他の分隊長は分隊の中央伍に重り後列より二歩の處に位置する、之を押伍といふ、小隊長は普通中少尉、分隊長は通常下士を以て之に充つるのであるが、將校に缺員あるときは特務曹長又は下士を以て之に代へ、下士に缺員あるときは上等兵を以て之に代へる。
B、隊形。

密集隊形は正規と應用とに分けることが出来る、中隊の正規隊形は中隊縦隊である、其隊形及各官の位置等を圖示すれば次のやうである。

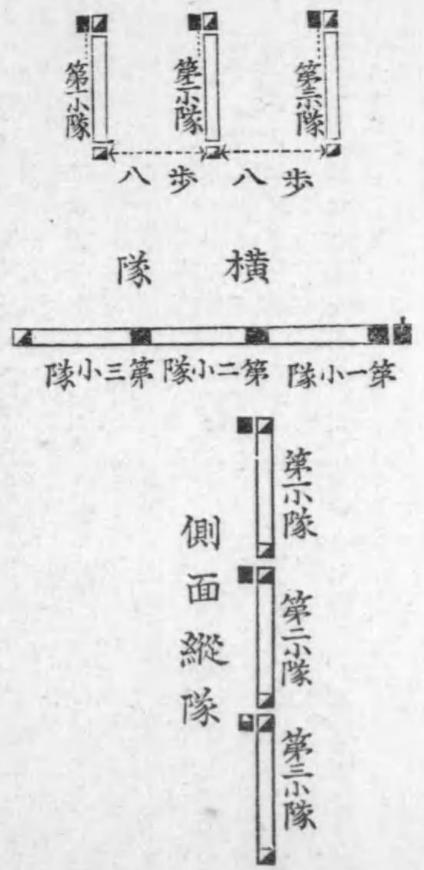
正規隊形

應用隊形



以上は正規の場合であるが、時宜に依り八歩の距離を伸縮し、又小隊の順序に拘らず重疊し、或は小隊を一行にすることもある、特務曹長、曹長及刺叭手は常に第一小隊と共に運動する。
中隊の應用隊形は通常併立縦隊、横隊及び側面縦隊である、此通常なる文字を看過してはならない。元より應用隊形であるから、必要に依つては何んな隊

形を作つてもよいのであるが、通常は之れを用ゐるといふ意である。其れを略解すれば次の通りである。



各隊形之用途

應用形隊なるが故に中隊長の位置は隊を掌握するに便利な處に居ればよいので何處と極つた處はない。

此隊形之用處如何といふことになるが併立縦隊は不齊地の行進等に便なる可

整頓、立銃、擡銃、裝填、抽出

横隊は突撃等の場合、側面縦隊は行軍の場合等に便利である、が其時、其場所に依つて適當な隊形を取ればよいので、元より指揮官の意圖のまゝである、併立縦隊の小隊間の間隔は矢張り八歩であるが、行進中これが伸縮して困るものである、が地形により、或は敵彈を避くる等の場合には著しくこれを廣くし或は又た狭くする等隨意である。横隊となると整頓が容易でない、元はこれ分裂式もやつたものであるが、之が一直線になることは非常に困難な仕事である、のみならず幅廣で平坦地等できき限り色々の地物地形に遭遇して運動頗る不便なる上、敵の目標となること多き等、不利が少くないので、應用隊形とせられたのである、側面縦隊は主として行軍に用ゐるので、他には餘り用法がないやうに思ふ。

- 、整頓、擡銃、立銃、着劍、脱劍、裝填、抽出

特にいふべきことはない、整頓では先頭小隊の分隊長が命令通り前進し、然

る後、列兵は銃を提げたまゝ前進した整頓線に入り、爾餘の小隊は正しく八歩の距離を取りて整頓するまである、翼下士が骨が折れる外、兵卒としては特に六ヶしいものではない、銃の操法は全中隊一齊に行はなければならぬのであるが、各人が十分に教へられた通りにやれば、期せずして一致する筈である。

D、射撃。

一 齊射撃、各個射撃の別がある、一 齊射撃を行ふ場合は、彈着によりて距離を測るとか、非常に有利な目標が現れたとかいふやうな場合で、度々行ふべきものではない、各個射撃の有利なるに如かないから、各個射撃ならば、各人が照準して最も好い時に發射することが出来るが、中隊長の號令によりて全員が同時に照準し、發射するのでは、中にはまだ十分照準の付かぬやうなものもあるが故に、効力が薄いと云はなければならぬ、一 齊射撃でなくても各個射撃の急射撃を行へば一 齊射撃の長所と各個射撃の長所とを略ぼ兼ね得られる譯で

射撃
一 齊射撃、
各個射撃、

一 齊射撃の
號令の一例

ある、一 齊射撃を行ふには次のやうな號令を下す。(單に一例のみ)

一本松の傍の密集隊、

立射(膝射、伏射)の構へ銃、

千二百、(千百、千二百)

狙へ、

撃、

撃の號令で中隊全員一齊に發射するのであるが、一人が發射すると同じやうには中々なり悪いものである。日露戰役の經驗によると露兵は非常に一 齊射撃が上手で而かもよくこれを行つたものであるが、其効力は蓋し疑問である。従つて特に必要な場合を除いては却て彈丸の損をするに止るだらうと思はれる、一 齊射撃に於ては千、千百といふやうに前列は千米、後列は千百米の照尺をかけて射撃させることがある、これを混用照尺といふ、混用照尺を取るときは、

混用照尺

歩兵操典

各個射撃の
號令の一例

軍隊
遠距離で、距離が判然せぬ場合とか、前後に長い目標を射撃する場合等に用ゐるのである。

各個射撃を行ふには、例へば次のやうな號令を下す。

森の右に現れた砲兵、

立射（膝射、伏射）の構へ銃、

九百、

各個に撃て、

各個射撃をやらせて置いて、目標の状況により射撃の緩急を圖るには、

最つと早く、或は

最つと遅く、

と云つて調整するのである。

混用照尺は敢て密集の場合に限つて用ゐるものではない、散開して居つても、

射撃緩急の
調整

行進、方向
變換、突撃、
中隊の行進
中兵卒の注
意すべき諸
點

元前列だつた兵は近い照尺、後列だつた兵は遠き照尺を取つて射撃するので、別に變つたことはないのである。

E、行進、方向變換、突撃。

中隊の行進中兵卒は次の諸點に注意することを要する。

一、嚮導が何れの方に在つても、常に頭を正しく保つこと、

一、整頓翼の方より押して來るときは、之に従ひ、反對の方から押して來ると

きは之を支へること、

一、整頓線より進み或は後れ又間隔を失つたときと雖も、急に改めてはならぬ、

漸次に回復することを要する、

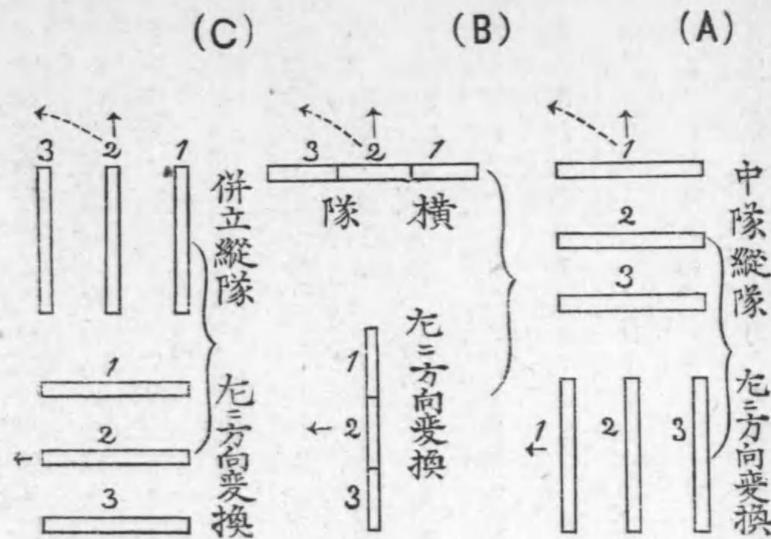
一、若し歩の違つたときには踏替をして速に整頓翼の方なる隣兵の歩に合せ

なければならぬ、

方向變換は次のやうになる。

方向變換略
解

歩兵操典



(D)



備 ↑ハ隊ノ正面セル方向ヲ示ス
考 (A)、(B)、(C)、共ニ「左ニ方向ヲ換ヘ、進メルト云フ」ニ於テハ「左ニ併ビニ進メルト云フ」
右ハコレノ反對ナリ。

總テ上ナルハ原隊形、下ナルハ方向變換後ノ隊形トス。

突撃と喊聲

中隊突撃を行ふときは、喇叭手は間斷なく突撃の譜を奏する、愈々敵に接近すれば中隊長の「突つ込め」の號令に従つて全中隊「ワッ」といふ喊聲を揚げる、而して成る可く中隊長を中心として一所に集中し來り突撃の力を強からしめるのである。けれども夜間に於ては喊聲を發しない、黙つて突つ込み白兵を揮つて格闘するのだ。何故夜間に於て喊聲を發しないかといへば、これは日露戰役の經驗によりて、一旦敵陣を奪取しても、喊聲を上げるときは其聲によりて敵に大略幾人位の隊なるかを察知せられ、或は頑強に防禦され、或は逆襲を受ける等不利が多いので斯くは止めることになつたのである、のみならず敵に我が位置を知らせるもので、何かに付けて不利益が多い、其れを反對に聲を吞んで押し寄せられるときは其位置が分らないので、射撃することが出來ないのみならず何れ程大きな隊が來たか分らず、底氣味が悪くて却て効力が多いからである。實際實戰ならぬ演習に於ても暗黒の中を一語を發せずして「バタ

「……」と足音凄く押し寄せられるときには、何となく氣味の悪いやうな氣持がするものである。

突撃をして敵地を奪取するや前線の者は速に射撃を以て遁走する敵兵に追撃射撃を加へ、後ろにありし部隊も速に其側方に出て射撃に加はることを要する、演習に於ては通常突撃し終ると「打方止め」の喇叭が鳴るので、漸く一息つくのであるが、時としては、直に追撃と稱して敵陣の奪取と共に敗兵を追うて驅歩を始め一里も二里も續けるやうなこともある。突撃までに大抵疲れて居る上に、其勞を休む暇なく更に追撃と來ては、實に息は迫り脚はヘト／＼になりていふ可らざる苦しい思ひをすることがある、併し實戰に於て斯かることは屢々起ることであるが故に、其練習は最も緊要といはざるを得ない、突撃するまでには味方の損害の方が大きいのが常であるが、追撃に於ては一舉敵を全滅に瀕せしむることが出来るので、若し敵陣を奪取し得た一時の快に眩惑して追撃を

突撃後の動作

散開 通則

躊躇するときは戦勝の價値の一半は空に歸するのである、だから今は追撃といふことを最後の最後までやることを努めるのであるが、これは誠に要を得たことといはねばならぬ。

2、散開。

A、通則。

散開隊形は歩兵戦闘の主要なる形式であつて、之を以て火戦を行ふのみならず、多くの場合に於て突撃も亦此隊形を以て行ふものである。

中隊が獨立して戦闘するのは例外の場合であつて、通常大隊内にあつて戦闘するものである。而して大隊内にある中隊は其負擔すべき正面に所要の散兵を配布し、他の中隊と協同して戦闘するを要する、此場合に於て中隊長は専ら正面前の状況に注意せなければならぬが、同時に又た側方及び背後の状況も顧慮しなければならぬ。殊に中隊が大隊の翼にあるとき或は又た中隊獨立して

戦闘するときは然りである、斯かる場合に出さるゝ斥候を稱して戦闘斥候といふのである。

戦闘に際し幹部の心を用ふ可きことは頗る多いが、これは省いて兵卒は如何に心懸けたらよいか、簡單に述べて置く。

兵卒は敵の火力が熾んであつて味方の死傷が非常に多いときと雖も、決して逡巡してはならぬ。凡て疑懼退走は敗滅に滔り、猛烈果敢なる前進は常に勝利を得べき道なることを銘肝することを要する、防禦にありては専心其位置を固守し断じて一步と雖も動いてはならぬ。敵兵が愈々接近するに従つて我が火器の殺傷力は益々多いものであるから、自若として逆襲の時機を待たなければならぬ、若し彈藥を射盡し又は敵の重圍に陥りたるときは、自己の銃劍に信賴し、最後の勝利を得ることに心掛けねばならぬ。

負傷して戦闘に堪へない兵卒は自分の持つて居る彈藥を戦友に渡し、上官

の命を待ちて徐ろに戦線より退くやうにしなければならぬ。

或る中隊が散開して戦闘して居る處へ増援隊が来て、幾つもの中隊が混淆して了ふことがある、斯かる場合は中隊長は小隊長三人の名前を擧げて自分の中隊なる旨を知らせる。小隊長は又た分隊長三四名の名を呼んで其分隊が自分の小隊だといつて告げる、分隊長も同様である、併し戦闘最中で喧噪で聞え難きときは左右兩翼の兵に手を觸れてお前からお前までが自分の分隊だといつて知らせる、這んな場合には第何中隊とか何小隊とかいつても分らぬから指揮官の姓を取つて直に「何中尉、何中尉、何少尉は三村中隊！」何分隊より何分隊までは大西小隊」といふ風に呼ぶのである。指揮官は成る可く速に區分するのであるが、まだ區分せられないときは兵卒は最寄りの分隊長の指揮を受け、自分の屬する分隊長の下にあるときと同様に奮闘しなければならぬ、分隊長、小隊長にあつても同様である。

戦闘中許可
なくして去
るに専法な

軍隊

軍人は許可なくして戦闘中其所屬部隊を離れてはならぬ、若し任務を帯びず
或は尙ほ戦闘に堪へ得べき輕傷なるに拘らず 恣に戦線を去り、又負傷者を介
護し或は運搬するが如きは卑怯の行爲であつて、軍人の本分に悖るものである、
軍人若し其所屬部隊の所在を見失つたときは直に近傍で戦闘する部隊に合し、
其將校に届け出で其命令に従つて戦闘することを要する、併し其將校が自分の
所屬部隊の所在を教へて呉れて其れへ歸るやう命ずれば元より其れに従はなけれ
ばならぬ、前の場合に於ても戦闘が終れば直に所屬部隊に復歸すべきは當然であ
る。

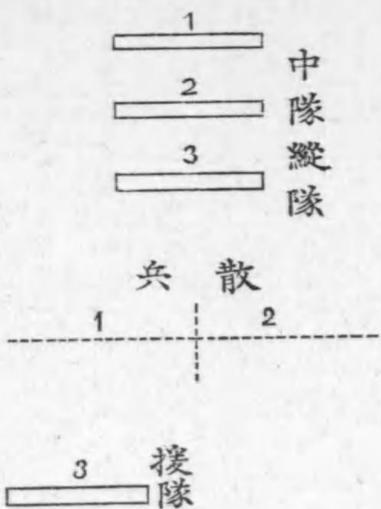
援隊

中隊が散開するときは通常散兵線と援隊とに區分せられる、必要に依つて先
頭小隊を散兵とし、後の二小隊を援隊とする場合もあれば、最初から二小隊を
散兵とし一小隊を援隊とする場合もある、特別の場合に於ては、三小隊を悉く
同時に散開せしむることもある、先頭の二小隊を散開せしむる場合には、中央

援隊と散兵
線との關係

歩兵操典

援隊と散兵線との距離は通常二三百米の處であるが、この距離は決して一定



中隊縦隊
小隊右とか左とかいつて二つの小隊の關係を示さなければならぬ、三小隊を悉
く散開せしむる場合は中央小隊は先頭小隊の右、後尾小隊は左に出るのである
が、必要に依つては後の二小隊を悉く、先頭小隊の右(右へ散れと云ふ)或は
左(左へ散れと云ふ)に出すこともある、圖解すること左の如し。

中隊縦隊

二小隊散開セル場合、但シ第二小隊ハ第一
小隊ノ右ニ出タルトキ。(左ニ出ルト勿論
アリ)

「第一、第二小隊散兵、第二小隊右、第一小
隊ノ何番基準散レツ」ト云フ。

軍隊

しては居らぬ。地形、敵情に依つて一樣に律することは出来ぬからである、要するに時機を失せず散兵線を援助し得ればよいのである。

散開して其儘前進するときには單に「散れ」といふが、其場に散開して停止する場合には「其場に散れ」といふ、何れにしても散開には基準を示すことが何より必要で、これがなければ兵卒は何うして好いか分らないのだ、側面縦隊から其儘散開せしむるには、矢張り「右へ散れ」、「左へ散れ」といふ、要するに側面縦隊から右或は左に隊形變換をして其れから散開したと同じ結果になればよいのだ。

側面縦隊から右或は左に散開すると、後尾の者は思ひ切つて走らなければならぬ、何となれば其場に散開するときでも先頭から後尾までの距離を前方に走ると同時に、全中隊の人員が悉く散開しただけの距離を右或は左に走らなければならぬからだ、泡喰ふと一人や二人は躓いて倒れる、其上へまた崩れかゝ

る、土だらけになつて、起きるが早いか又た走る所などは滑稽でもあれば痛快でもある。



散兵の間隔は通常二歩であるが、必要に依つて伸縮すること前に述べた通りである、斯かる場合は特に「何歩に散れ」と注意するのである、兎に角六ヶ敷はあつて愉快なのは散開である、殊に中隊位に大きくなると然りだ。

散兵線の運動

B. 散兵線の運動

散兵線の運動は勉めて秩序と連繫とを維持し、成るべく速に敵に接近することを要する、これ我が損害を少くして速に敵に打撃を加へんが爲めである。散兵線の運動は通常速歩の速度を用ゐるものである、過早に駈歩を用ゐると

歩兵操典

散兵線の前進法

きは疲労して射撃の正確を害し殊に大切な突撃時機に際して必要な精力を缺くが故である、敵の有効射撃下に在りて一地區より一地區に達するには駈歩を用ゐ、敵弾の飛來甚しきときは更に其速度を早めなければならぬ、而して一躍して敵に達し難き距離にあつては、若干距離毎に停止して英氣を養ふと共に射撃を以て敵が頭を擡げ兼ねるやうにして置いて、其機に乗じて再び躍進し、之を繰り返して敵に接近するのである。其一躍進の距離は土地の景況、軍隊の情況、敵火の強弱等によりて一定することは出来ないけれども、成る可く短さに失せぬ様にせねばならぬ、否らざれば敵に接近すること遅く従つて敵火に暴露すること長くして損害を蒙ることが多いからである、が百米を超しては、停止して射撃するときに疲労して照準の正確を期し難くなる虞れがある、前にいつた土地の状況とは土地の平坦なるか凹凸多きか、障害物多きか、沼地なるか、泥地なるか、畑地なるか、砂地なるか等行進に影響することをいふので、軍

散兵線を區分して躍進せしむる法

隊の情況とは主として其疲労せるや否やをいふのである。又た敵の火力が烈しければ、止むを得ず躍進の距離を短縮しなければならず、反對に弱ければ比較的長き距離を進んでも好い譯である。敵の火力猛烈にして前進愈々困難なるときは、止むを得ず散兵線を區分して交互に前進せしめるのも一法である。例へば上圖に於てAなる散兵線を(1)(2)(3)に區分し、先づ(3)より前進せしめ其間は(2)(1)は極力之れが援護射撃に力め、(3)が若干距離を進んで停止し射撃を開始するや更に(2)を躍進せしめ、其間は(1)(3)に於て之が援護射撃をし、次に(1)も(3)と同一線上に達するを待つて又順次(3)より前進せしめ、之を繰り返して漸次敵に接近するが如きである、が此順序は必ずしも正確に繰り返すものでない。上圖に於て(3)が最後に前進したに拘はらず状況に依つては、第二回の躍進には(3)を第一にすることもある、皆指揮官の考へ一つである、此方法は我が損害を少なからし

A

1	2	3
---	---	---

一區分の兵

めて敵に接近する一方法には違ひないが、全線同時に前進するのと違つて、敵に接近することが非常に遅れ、躍進中に損害を受けることは比較的少いとしても、敵前に暴露する時間は結局長びくが故に、従つて損害も多きに上る虞れがあるのみならず、一つの隊が位置を異にするが故に指揮の統一が困難になることは争はれぬ事實で結局不利も少くないから、止むを得ず区分して交互に前進せしめるときに於ても、小隊より少い兵力に割いて行ふことは避けなければならぬ、兎に角敵火の下にあつては、一度停止すれば其位置に固定して動けなくなるのが、普通であるけれども、其れでは結局敵前に長く暴露して損害を受けることが多いから、力めて前進をしなければならぬ。

散兵の前進と基準

散兵が進むときには分隊長を、分隊長は小隊長を、小隊長は小隊の中央を各基準として、行進し、分隊長及小隊長は通常中央前にあつて其部下を誘導するのである、でないとき散兵線の方角を違へたり、或は正面を擴げたり、或は又

散兵線の射撃の通則

全線より特に出たり遅れたりして不都合が多いからである。

〇、散兵線の射撃。

散兵線の射撃は通常各個射撃を用ゐるものである、之れは精密に照準し、好機會に於て發射し得るを以て最も効果が多いからである、射撃の緩急を要するときは「もつと早く」「もつと遅く」といひて之を調整することは前にも述べた通りである。

射弾の分配

射撃すべき目標の全正面に射弾を分配することは、最も必要である。これが爲め特に有利な目標でもない限り散兵は常に自己と對向せる部分に射撃を向けることを要する。

射撃目標

射撃目標は最も多く我れに危害を與へるもの、若しくは速に殲滅するを要するが如き戦術上の價値に従ひて選擇するものであるが、これは將校の任であるから多くは言はない、が多くの場合に於ては敵の歩兵を射撃するものであ

る。特に有利な時は砲兵を射撃することも必要で、其場合に於ては射手を斃すことが有利であるが、馬が見えるときは先づ之を射殺するも策の得たものである。何となれば砲兵は馬なくして到底其砲を運搬することが出来ないからである。併し敵と見える處に馬を置くやうなことは中々するものでなく、又近頃は自働車によつて砲を運搬することもあり、馬も稍々減つたといふものである。砲兵を射撃するのに最も好いときは、まだ其戦闘力なき繋駕中のときである。陣地進入中、行進中の如きも好い時である。

敵の附近に地物なくして目標の指示が極めて困難な場合がある、其んな場合には例へば「前の一本松より左へ指三本の間の敵兵」といふやうなことを言つてもよい、又見え難い目標に對しては、其目標と同じ高さで其前後に在る地物、例へば目標の後ろにある森の下際の如き補助目標を選ぶこともあるが、距離は無論眞の目標までのものでなければならぬ。

補助目標

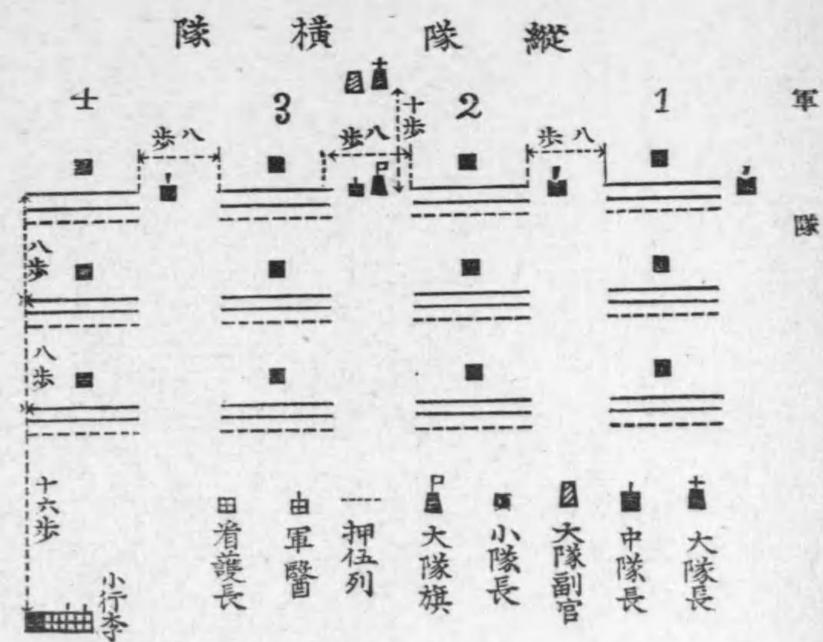
射撃軍紀

距離を確知し難きとき遠距離（千米以上）に於ては、百米の差ある混用照尺を用ゐることあるは前に述べた通りである。序にいふ、歩兵に於て近距離といふは五百米以下、中距離は六百米以上千米以下、遠距離は千米以上といふことになる。

凡て射撃軍紀正しく、教育能く至れる兵卒は、敵火の下にありて其長の命令を守り、確實に射撃の諸法則を實行し、地物の利用及發射の時機に注意し、常に指揮官と敵兵に留意し、目標が消滅するか或は射撃中止の號令あるときは直に之を中止し、又縦ひ總ての幹部を失ひ、射撃指揮が行はれないときに於ても各自の思慮と判断とに基き、依然射撃の効力を維持し得るものである。されば將校たるものは、部下兵卒を斯くの如く訓練するを要し、兵卒としては又た此の點に達するやう努力すべきである。

大隊教練

三、大隊教練。



大隊の正規隊形は縦隊横隊である、圖示すること上の如し。時宜により中隊間の間隔を伸縮し、又中隊の順序に拘らず配置することもある、大隊副官(中尉)は大隊長に随ひ、大隊旗は大隊長の選ぶ下士に持たしめる、大隊展開せば大隊長の示す處に至る、大隊の應用隊形は通常大隊縦隊及重複縦隊である。

作るときは、併立縦隊の縦隊横隊、併立縦隊の大隊縦隊等と呼ぶ。



備考
圖中各中隊ノ位置順序ハ必要ニヨリ變換スルコトアリ。

縦隊横隊を整頓せしむるには、
旗嚮導何歩前へ、
といふ號令を下す、旗及先頭小隊の翼分隊長は前進し、旗の方に整頓する、大隊長若しくは、副官が其位置を正す。次に、
中へ準へ、

直れ、

といふ號令を下す「準へ」で各中隊は旗の方に整頓する「直れ」で頭を正面する、此の整頓で一番骨の折れるのは、各翼分隊長である、自分の中隊の他の翼分隊長と自分との線に小隊を入ると共に、各中隊の線と一線になるやうに努めなければならぬ、副官からは八ヶ間敷言はれるし、大隊教練を一時もやられると、へト／＼する程疲れるのだ、殊に斜めの方向に整頓でもするときになると更に六ヶしい、氣ばかり焦つても兵卒は薩張り自分の思ふやうにはならぬし、ホト／＼持て餘す程苦心するものである、殊に翼下士としての經驗に乏しい者等は一層六ヶしく感ずるのである。

大隊の展開、戦闘の如きは、事戦術上の問題に屬するが故に茲には述べない、聯隊教練も同様なるが故に同じく省略する、操典第二部の戦闘原則も主として將校の心得べき事柄であるから、是又述べないが、唯だ最後に一の述べ可

整頓と翼分隊長

他兵種に對する歩兵の動作

騎兵の襲撃と歩兵

きことは、他兵種に對する歩兵の動作である。

四、他兵種に對する歩兵の動作。

沈着して射撃を行ひさへすれば、歩兵は如何なる隊形に於ても優勢なる騎兵の襲撃を無効ならしめ得るものである、騎兵の襲撃とは、騎兵が白兵を抜き放ち、馬の速度を極めて突入して來ることである、襲撃に際しては騎兵は一分間に約五百米の速度を以て疾走し來るが故に、何となく危なかく思へるかも知れぬが、其れ丈け目標が大きいから歩兵が沈着して射撃すれば、發する程の彈丸は悉く命中すると疑ないのである、従つて將棋倒しに之を倒すとは、極めて易々たることである。若し交戦中の歩兵にして敵の騎兵に牽制せられ、之れが爲めに隊形を變じ或は又た運動を滯滞するが如きことあらば、是れ已に敵騎に對して一籌を輸するものである。歩兵が沈着さへして居れば戰鬥力に於て騎兵とは比較にならぬ強味があるのであるから、少しも驚くには當らないのである、

だから縦ひ騎兵の襲撃を受けても之れに當る部隊の外は依然として前の任務に服し、決して之と交戦してはならぬ。若し然らずして總てが動揺するやうなことがあれば、騎兵に蹂躪せられるは元より、直に敵の歩兵に乗せられて、不慮の不覺を取るのである。兎に角騎兵の如きは決して恐るゝに足らぬものであるから、之れに動かされることが何より必要である。

騎兵が襲撃せずして徒歩戦を行ふときは、歩兵は之れに比して少數なる人員を以てするも、容易に勝利を得可きである。何となれば射撃は歩兵の本領なるに反し、騎兵は比較的射撃に熟せず且つ歩兵銃に比し射距離の短い銃を持つからである、徒歩戦に於ては、騎兵を射撃する外、其手馬を射撃することを忘れてはならぬ、人を射んとせば先づ馬を射よとは真に此場合をいふので、騎兵が馬に離れては全く水を離れた魚の如く、木から落ちた猿も同然だからである、砲兵と歩兵との戦闘力は、遠距離に於ては砲兵の方が優り、千米に於て兩者

騎兵の徒歩戦と歩兵

砲兵と歩兵

相如き千米以内に於ては歩兵が勝るものである。故に遠距離の砲兵と對戦することは不利であるが、砲兵の運動中、或は砲列を布かんとするとき、撃駕せんとするとき、馱載（山砲の如き）せんとするとき或は陣地にあつても、斜射、縦射を施し得べきときは、假令遠距離でも効力あるものである。

歩兵若し敵の砲火を受けたときは、敏活なる運動を以て隊形及地形を利用し又は速度を早める等諸種の手段を盡して其効力を薄くすることに勉めなければならぬ、未だ距離の遠いときは側面縦隊の如き正面の狭い隊形を取つて照準を困難ならしめ、既に其有効射距離内に入るときは横隊の如き、或は散開するが如き手段によりて淺薄なる隊形を取り、速に其掃射地帯を通過しなければならぬ。併し過早に散開しては行進に不便なるのみならず、指揮官の掌握も容易でないから、成るべく他の適當な隊形を取つてを要する。

砲火と歩兵の運動

七 機關銃

機關銃隊の編制

機關銃隊は機關銃六挺及びこれに附屬する彈藥小隊より成るものである、銃長は下士(下士なきときは上等兵)銃隊長は將校を以て之れに充てる。平時にありては、通常中尉が之れに當つて居るが、戦時は大方大尉である。併しこれとて大尉缺乏の場合は中尉を以ても之れに充つるので、單に將校を以て充てるとしたものである。

機關銃の特徵

抑機關銃は其射程及び彈丸等歩兵銃と異なる處はないが、一分間に約六百發といふ急速な速度を以て發射することが出来るのみならず、歩兵銃のやうに一發一發發射せずとも、彈藥を裝填して一度引鐵を引けば彈藥のある間は連續して自動的に發射するのである。であるから熾烈なる火力を小區域に集中し、速に穿貫的効力を奏し得られるのだ、其代り彈藥を要すること多く、其補充は

機關銃と其射撃

容易でないから歩兵銃のやうに、不斷に發射しては堪るものでない。非常に有利な目標に對して一時に猛烈に射撃し、直に功を奏して射撃を中止するやう期すべきである、小銃でも多く發射すれば銃身が熱して持てない位になるが、機關銃に於ては殊に然りで、暫らく發射すれば銃身熱して傍へも寄れない、其れを擔いで走つたりする場合にはよく注意をせぬと火傷をするのだ、尙ほ機關銃は機械が精巧な丈けに、よく故障の起るものであるし、其組立及元に復することにも熟練をしないと急場の間に合はぬやうなことがある、前に二人、後ろに一人併せて三人で擔ぐのであるが三人の歩調が合はないと、銃が肩の上で躍り上つて肩の痛いこと甚しい、殊に駈歩に於て然りだ、が長い行軍等するときには無論馬に載せるのである、機關銃は歩兵の運動し得る處は、何處へでも持ち運びが出来る、其用法は抽象的にいへば穿貫的効力を得べき場合に限るのであるが、今少し具體的にいへば攻撃に於ては決勝點に向つて猛射し、防禦に

機關銃

於ては、敵の必ず通行せねばならぬやうな地點に据ゑ付けるのである、隘路等は此の要求に合するものである。又た騎兵の襲撃を撃攘するが如きは最も其得意とする處である、其外追撃の場合の如きも亦然りである。

八 陣中要務令

要務令は操典と相待ちて極めて重要なものである。其原則の研究は頗る高尚繁瑣であつて、到底簡單に述べ盡せるものではないから本書に於ては兵卒として心得べきもの、中、重要なものを略説するに止める。

一、傳令。

傳令とは命令又は報告を傳達するものである、遠距離に互つて且つ迅速を要する場合は騎兵これに當り、又た特に重要なものは乘馬將校これに當ること多く、歩兵の兵卒の傳令の如きは、極めて簡單なことを而かも餘り距離の遠くな

い場所に傳達するに止まる、併しこれは大體のことに就ていふので、中には此の例外あるは勿論である。命令又は報告を傳達するには、口上でするものと筆記のものとの二種類がある。口上のは出發前に命せられた通りに復唱しなければならぬ、これ或は聞き違ひ思ひ違ひ等より誤りなきを保し難いからである、而して誤りあらば訂正して貰へるからである、傳令なるものは極めて重要なものであるから、萬一誤りたるを傳達しては非常な大失態が起る虞れがある。重要な報告又は命令を間違へたならば、時によつては軍の運命に關するやうなことが出来るかも知れない、よく注意せねばならぬ所以である。此の復唱といふことは非常に嚴格に教育せられるのであるが、其れでも時としては忘れ勝ちになるものである、其上又たよく始めの意味を間違へるものである、殊に一つの命令なり報告なりが、二三人の口から耳、耳から口と傳達するやうな場合は殊に然りである、復唱といへば讀んで字の如く命せられたことを繰り

返すので例へば、

A 中隊は午前十時、B 村に達し、引き續き前進中なり、

といふ報告を傳達するやう命せられたときには、A 中隊云々を命じた者の前で
聲高く繰り返すのである。

復唱する外、傳令は左の諸點を誤らぬやう注意せねばならぬ。

一、何れの道を経て、誰れに傳達すべきものか。

一、速度。

一、傳達し了らば、何處へ歸るべきか、又其儘止るべきか。

傳令は途中に於て上官に遇うても、速度を更へたり、止つたりして敬禮する
ことは要らぬ『傳令』といつて其ま、過ぎ去つて好いのである、傳達すべき
人の所へ到着すれば大きな聲で例へば、

『A 中隊長報告』と怒鳴つて、向ふが聞かんとするを待つて、

『A 中隊は午前十時 B 村に達し、引き續き前進中』とやる、而して向ふの返事
を聞いて歸るのである。速度は書筒の場合は、封筒の上になんとかと記してあるが
不審があらば、無論問ひ糺して好い、口頭の場合ならば命する上官に於て屹度
示すが、萬一忘れて居たときは速度は何でありますかといつて聞かなければな
らぬ。速度は封筒の上に(十)(十十)(十十十)の標しがあつて(十)によ
らせる場合は後二つを消し、口頭の場合は十の字一つ或は十の字三つと命せら
れるのである、十の字一つは速歩で行けばよいので、別に急を要するものでは
ない、十の字二つは速歩と駈歩とを混用し、十の字三つは終始駈歩である。書
筒傳達に於ては、其受領證を貰つて返らなければならぬ、通常持つて行つた書
筒の封筒に到着時刻を記し、受領のしるしを押して返して呉れるものである。
口頭の場合は向ふで「承知」といへば歸つて「承知といひました」と報告せね
ばならず、更に他のことを傳達すべく命せられたならば、其れを報告するので

ある。

この十の字二つとか三つとかいふことは、よく使ふので下士邊りが、平素營内に於て當番に酒保へ饅頭を買ひに行けと命じて置いて、十の字三つなんていつてることもある、其他兵卒仲間でも這んなことをよく使つて居るものである。

書簡の傳達にありては途中に於てこれを落失せぬやう注意すべきは勿論、若し敵に急迫せられて奪取せらるゝ虞れがある場合に於ては、直に之を破棄し或は焼き棄てる等適當な方法を取つて敵に我が情況を知らせないやうに心懸くべきである。兎に角傳令の職務は重要にして至難なる代りに、大事のものを危険を冒して傳達したやうな場合に於ては、殊勳者として軍人の最も名譽とすべき金鵄勳章を得ることも出来るのである。須らく思ひを茲に致して傳令たるの名譽を得た場合には、首尾よくこれを遂げること努力すべきである。

二、報告。

急迫の場合と傳令

報告

報告の要領

報告は成る可く簡單にして要を得たものを尊ぶ、何となれば戰陣倥偬の場合に於て、管々しきことや、要を得ないことは、其價值極めて少きが故である、報告には總て時と場所と人との關係を明かにしなくてはならぬ、又た、自分が實見したることか、他人が見たことか、他人から聞いたことか、或は又た單に推測に過ぎないことかを明かにするを要する、其れに依て報告の信憑力に非常な相違があるからである。

方向を示すには左右とか前後とかいふやうな曖昧な言葉を用ゐず、東西南北に依つて確かなことをいはなければならぬ、又た右翼、左翼の如きも通常敵に向つていふことばであるが、敵のことは、敵の左翼、敵の右翼といった方が明瞭だと思ふ、川の左岸、右岸の區別は下流に向つていふことである、其れから今一つ大事なことは報告は時機を失してはならぬといふことである、如何に重要で有利な報告であつても、時機に後れては三文の價值もない、勞して効なし

陣中要務令

といふことになる、効なし丈で済めば結構であるが、時によりては非常な不利を見ぬとも限らぬ、よく注意すべきである、斥候の報告は、若し斥候長自らなし得れば、最も望ましいことであるが、尙ほ進んで任務を盡す必要上、斥候長自らなし得ない場合は、部下の斥候をして書簡又は口頭を以て報告せしむべきである、斥候の報告の例は次のやうなものである。

中隊長殿、三上斥候報告、斥候が午前十時A村に達したとき、敵の騎兵約一中隊B村に進入するを見ました、終り。

といふ類である、要するに、斥候の名稱、時、場所、敵情等を具備すればよいのである、が尙ほ要すれば、斥候の今後爲すべき處置も附け加ふべきである。例へば、

尙ほ斥候はA村の村端に在つて敵を監視して居ります。

といふが如きである、又た敵情に就ては、成る可く詳細なるを要し、單に敵と

いふ如きは、其價值極めて薄きものである、敵の兵種は勿論、其大略の數、其行動、斥候ならば、將校斥候か否か等に至るまで成るべく詳細なるを要する。が詳細ならんと欲して報告の時機を失するやうでは不可ぬ、斯かる場合には、一先づ大體のことを報告して置いて、次に之を補足すべきである、然らば斥候の報告をなすべき時機如何といふことになるが、元より總ての場合に通ずる原則はないが大體に於て次のやうな場合には報告をなすべきである。

- 一、始めて敵を見たる時。
- 一、第一の任務を果して更に第二の任務に就かんとするとき。
- 一、目前の形勢に大變化ありたる時。
- 一、自己又は本隊の危急なる虞れあるとき等。

歩哨の報告は斥候の場合と大差なきもので一例を示せば次のやうなものである。

小哨長殿、第二下士哨報告、敵の將校斥候らしきもの五六名A村の北端に現れ、停止して居ります、終り。

前哨とか、歩哨とかいふことに就ては後にも述べるが、其の報告の要領は右のやうなものである。如何にも簡單なやうであるが、兵卒に取つては、これがさう早速は分らないのである、歩哨の報告すべき場合は概ね次のやうなものである。

- 一、敵兵を見たる時。
- 一、怪しき徴候ありたる時。
- 一、降参人若しくは軍使來れる時。
- 一、他の斥候より重要なことを傳聞したる時。

新入兵が漸く一通りのことを習得すると、野外に出て、歩哨や斥候の實地教

育を施される。之れが爲め、助教や助手を假設敵として之れに對して或は斥候或は歩哨の練習をさせられる。始めは上等兵或は古兵を斥候長として、之れに従つて通常教育せられる、而して報告の稽古もやる。本隊は大道の平坦な處を駈歩するの、斥候は道もない山や畑や或は畦道などを極力駈けて、本隊に後れぬやうに前進し、而かも搜索しようといふには非常な骨折をしなければならぬ、本道を行進する者とても、ぼんやり歩くのではない。假設敵によりて現れる刻々の状況を如何に報告すべきかを教へられるのである、又た假設敵に關係せずに、將校より情況を與へられて練習をすることもある。

歩哨の練習も、假設敵或は幕的等によりて、敵を現はし其れに對する動作、報告の仕様まで一々將校監督の下にやらせられるのだ、其詳しいことは後に述べる。

三、斥候。

斥候の具備すべき要件

熱心

沈着

剛膽

軍隊

斥候は軍の耳目である、従つて其任務は頗る重大である、斥候は敵情、地形等を搜索するに就て先づ熱心でなければならぬ、熱心なれば勞を覺えずして効を擧げ得べきである、如何なる瑣細なことでも熱心なくして完全に爲し遂げられるものはない。況して斥候の如き困苦多く重要な仕事に於てをやである。

次に沈着でなければならぬ、物に動せず沈着き拂つて居なければならぬ、軽躁では物事の眞を極めること難く、爲めに虚偽の報告をなし、水鳥の音を敵襲と間違へるやうな失態を出來すことになる、更に剛膽でなくてはならぬ、戦兢々として居つては、深く敵地に入りて其情況を搜索すること等は思ひもらぬことである、戦地に於ては何處に敵が居るか分らぬ、村民とても必ずしも敵意なき者のみとは限らない、夜間敵陣深く進入して情況を窺ふやうなことは到底望まれない、敵とて同じく警戒して居るのであるから其れを冒し、危険を踏まなくては到底碌な報告が出來ぬことは分り切つた話である、遠くから見た

斥候の種類

ことや、推測ならば別に斥候を出す必要はない、だから斥候はどうしても剛膽でなくては、完全に其任務を果すことが出來ないのはいふまでもないことである。

一口に斥候といつても色々種類がある、將校斥候もあれば下士斥候もあり、普通の斥候もある、將校斥候は名の如く其長が將校なる場合をいふのであつて、下士斥候は其長が下士、普通の斥候は上等兵、又は古參の兵卒を以て斥候長とするのだ、將校斥候といへば通常中少尉が其長となるのであるが、特別の場合に於ては、參謀將校がなることもあれば特科兵の將校がなることもある、將校斥候を出すときは、重要な場合であつて戦術上の判断を要し又は危険も多いやうな場合である、下士斥候、斥候は漸次重要な程度の低きときに用ゐるはいふまでもない、が茲には將校斥候のこと等を述べるのではない、主として普通斥候のことを述べるのである、又た斥候を派遣する場合からいつても一樣ではな

中要務令

い、宿營中に出すこともあれば、行軍中に出すこともある、又た戦闘中に出すこともある、戦闘斥候は戦闘中に出すものであつて、我が側方背後等を警戒するものなることは前に一寸述べて置いた通りである。

歩哨線を通
過する斥候
の心得

前哨を張つた場合に出される斥候は一般斥候の守るべきことの外出發に際しては、歩哨に我が任務を知らせ、歩哨が監視中に得た状況を聞いてから出發しなければならぬ、又歸つたときは、歩哨に自分の見た處を知らせてやらねばならぬ、往くときに取つた道と、歸るときに取るべき道とを異にすることを要する、さうすれば一所を幾度も通過して歩哨の位置及本隊の位置を敵に察知せられるやうなことがないからである。

斥候行進中
の注意

總て斥候は其動作中、斥候長を見失はぬことに注意しなければならぬ、其の爲め行進中も時々目を以て連絡を取るのには勿論、通視の利かぬ森林、村落等を通過した場合には林縁、村端等に於て一先づ連絡を取り、然る後爾後の行動に

斥候の射撃
する場合

移らなければならぬ、而して常に斥候長の舉動に従つて行動するを要する。斥候の任務は搜索である、故に相成るべくは敵に發見せられずして地形敵情を探るのが本旨である、従つて射撃をすることは大に慎まなければならぬ、之を行ふは單に止むを得ぬ場合に限るものであつて、自衛上止むを得ざる時、又は緊急にして報告の暇なき時に銃聲を以て豫め警戒するやうな場合に限るのである、或は又た我情況を偵知して報告の爲めに歸らんとする敵を見たときの如きも之れに準すべきものである。

四、前哨。

前哨は後方に休止して居る本隊を警戒する爲めに出されるものである、だから急に敵襲を受けたやうな場合に於ても本隊をして準備をするの時間を得せしむることが必要である、其兵力は時により又た本隊の大小に依つて異なるが、其任務は同一である、前哨を區分すれば通常の場合に於ては、

前哨
趣旨を出す

前哨の区分

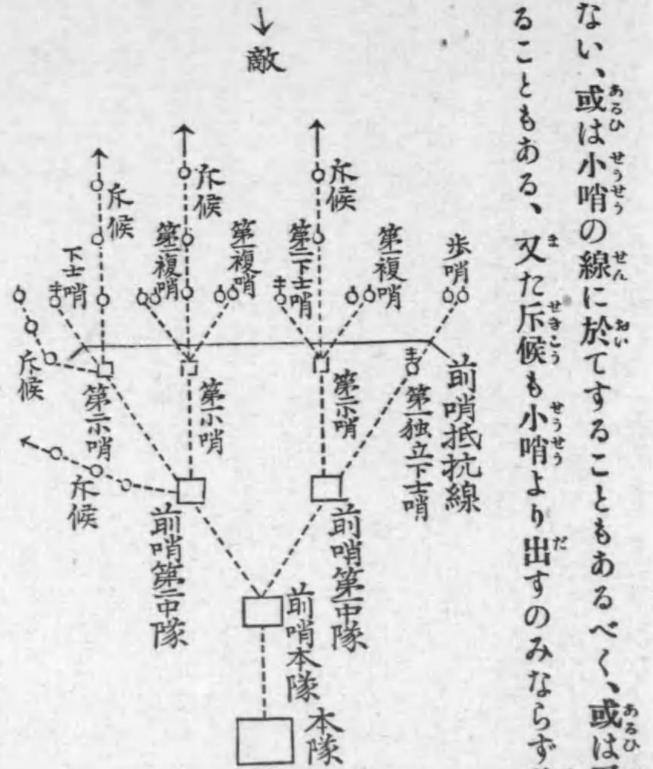
- 軍 隊
- 前哨本隊、
- 前哨中隊、
- 小哨或は獨立下士哨、
- 下士哨、歩哨、

に分つことが出来る、前哨中隊は其固有の中隊號を取つて直に前哨第五中隊とか、前哨第二中隊とか稱へるのである、小哨及び獨立下士哨は、右より順次第一小哨、第二獨立下士哨と稱へ、歩哨、下士哨も之れに準じて第一歩哨、第二下士哨と呼ぶのである、其配置の一例を示せば次のやうなものである。

前哨の配置の一例

次の圖は真に一例であつて常に斯うすると極つたものではない、地形により敵情によつて其都度適當に配置せらるべきは當然である、前哨抵抗線とは前哨が敵襲を受けた場合に前哨が一致して敵を抗拒すべき地點である、前哨抵抗線には工事を施して防禦の力を強くするのである、其線は地形に依つて一様では

巡察



ない、或は小哨の線に於てすることもあべく、或は又た前哨中隊の線に選定することもある、又た斥候も小哨より出すのみならず前哨中隊よりも出せば、必要によりては前哨本隊からも出す、其數も或は一組を出すこともあれば、二組も三組も出すこともある。

此外に巡察なるものを出すこともある、巡察は歩哨の適當に執務しつゝ、歩哨の適當に警戒するのが任務である、必ず出すと定めたことはないが、必要な場合には出すものである。

陣中要務令

小哨にある
兵卒の心得

軍隊

小哨にある兵卒の心得左の如し。

一、小哨は本隊を安全に休止せしむるのが任務であるから不意の敵襲に際して直に本隊を狼狽せしめるやうではならぬ、だから特別の命令なき限り背囊を下ろしたり睡眠をしたりしてはならぬ、如何なる場合に於ても帶革、水筒、雜囊等を脱することはならぬ。

一、斥候、傳令等特別の任務に因るに非ざれば、勝手に小哨の位置を離れてはならぬ。

一、休憩中に上官が來ても別に敬禮するを要しない、小哨長が出で、異状の有無を報告すれば足る。

歩哨の一般
守則

歩哨の一般守則。

守則に一般と特別との區別がある、一般守則は何れの歩哨にも通じて必要なもので、特別守則は、一般守則の外に各歩哨に特有の守則である、歩哨の位置

は、一々異なるが故に其監視すべき地域、注意等も従つて異なるを得ない、これ特別守則のある所以である、特別守則の何たるかは後に改めて説明するとして茲には先づ一般守則を述べる。

一、敵の方向をよく監視して居つて、異状あらば小哨長（時宜に依つては直接前哨中隊長）に速に報告すること、

一、歩哨も猥りに射撃すべきものでない、其射撃すべき場合は、自衛上、眞に止むを得ざる時、歩哨の命に従はぬ者あるとき、又は緊急の場合等である。

一、敵の斥候が自分を見て歸らんとするときも、要すれば射殺することを要する。

一、晝間歩哨線の通過を許すものは、

我軍の將校。

密集部隊。

晝間歩哨線
の通過を許すもの

陣中要務令

軍隊 斥候及傳令

其他の者に就ては、總て小哨長の指揮に待たなければならぬ、其時は歩哨線に留めて置くのであるが、歩哨の命に従はぬときは射殺しても好い。

一、夜間にあつては、何人たるかを問はず、歩哨に近く者あるときは、銃を構へて「誰れか」と問ふ、問ふこと三度に及ぶも尙ほ答へざるものは、射殺するを要する。

一、白旗を立て、軍使が來るときは、之れを歩哨線に止めて小哨長の指揮を受けることを要する。

一、敵兵が銃を捨て、或は之を倒まにして、遠方より降參人たることを示して近寄つて來るときには、先づ其武器を悉く捨てさせて、歩哨線に止め、此旨小哨長に報告せねばならぬ。

一、如何なる場合に於ても、腰を懸けたり、銃を手から離してはならぬ、或場

合に於ては特別の命令を以て坐することを許されることがないともいへぬがこれは極めて稀なことである。敵に對して遮蔽する必要があれば他に適當な手段を取つて、坐することは大抵の場合に許されぬものである、長き行軍又は戦闘の直後の如き場合に於ては、心身疲れて綿の如くなるが故に、一度坐つたが最後思はず知らず寝て了ふのである、これは日露戦争の實驗に依つて確められたことである。

一、歩哨勤務中は夜間に於ては立銃をしてはならぬ、これも前同様の理由で、立銃をするると其れを杖にして思はず睡眠するからである、之を以て夜間は擔銃、提銃或は腕に銃の何れかに限り、晝間は立銃、提銃若しくは腕に銃の何れを選んでも宜しい、勿論之れを交互に行つて宜しい譯である。

一、上官が來ても敬禮をするに及ばぬ、又た特に其方を向く必要もない、否向いてはならぬのである、常に命せられた方向を監視して居なければなら

陣中要務令

歩哨の特別守則

ぬ、何か問はれたときには、監視を緩めずに答へなければならぬ。
以上は一般の守則であるが、此外に各歩哨は其獨特の守則があるのである。
其一般的事項は大略次の通りである。

- 一、敵の方向及情況。
 - 二、監視區域及特に注意すべき地點。
 - 三、前方にある村落及地物等。
 - 四、自己の歩哨番號、並に隣りの歩哨との關係。
 - 五、小哨及前哨中隊の位置及之れに通ずる捷路。
 - 六、敵襲に際しての處置。
- 等である、尙ほ一層具體的に例示すれば次のやうになる。
- 一、敵は此方向（指示す）A村附近にある、而して其斥候は絶えず前面に出没して居る。

特別守則の一例

一、此歩哨の監視區域は右はB村より左はC橋に至る間、特に注意すべきはB村の村端である。

一、向ふに見えるのが（親しく指示す）B村、其左にあるのが何々。

一、此歩哨は前哨第八中隊の第一小哨の第二複哨である、あの森には第一複哨があつて、C橋の袂には第三下士哨がある、連絡は晝は目を以て、夜は動哨を以て取る。

一、小哨の位置は此方向（指示す）約四百米の丘陵の後ろにある、前哨中隊は此後方約千米のD村にある、小哨への近路は此畑を真直に退ればよい、中隊の位置は此の道を行けばよい。（指示す）

一、敵襲に際しては、小哨の位置まで引揚げろ。

歩哨の位置は最初小哨長が、地形偵察をするときに大體定めて、歩哨をやつて置いて、後から又た廻つて行つて一々適當な處を指示し、特別守則を與へる

のである、交代する毎に特別守則及監視中に見た所を後の歩哨に言ひ繼ぐのだ、特別守則といつても、大して複雑なものではないが、其れが兵卒には容易に暗誦が出来ない、最初は或地點に連れて行つて、特別守則を假りに定めて、其れを一同に覚えさせ、復唱させて漸次教育するのである、又た歩哨に立つにも、突然立たしても容子が分らないので、同じく實地に就て教へる、先づ或地點へ行つて、敵の方向を示し、何うすればよく見えるか、よく見えて敵には遮蔽するには何うするかを教へ、處に依つては、木の葉などを折つて前に立てること等を教へる、其れから始めて敵を見たときには最初に見た者が、『敵々』といつて身を隠す、他の者も同じ姿勢を取る、其上で、何處に敵が現れたかを知らせ、暫らく二人で其行動を見て居て一人が、『俺れは報告に行つて来るから、よく見て居て呉れ』といつて立ち上る、其報告に行くにも、敵に見えぬやうに退る工合を教へる、

大勢にやらせて最後に何れが一番好いといつて批評をする、報告をやらして、可否を批評する、悉く實地教授である、言ひ忘れたが歩哨は二人に限つたことはない、時として三人のときもある、其人數に従つて二人哨、三人哨といふのである、兎に角斯んな實地教授のときには随分噴き出したやうなこともあるのだ。

歩哨が敵襲を受けて後退するときには、小哨の射撃の邪魔にならぬやうに其前面を避けて横の方から小哨の位置に下らねばならぬ、歩哨は何時敵に近寄られぬとも限らぬから、常に装填し、夜にあつては、着剣して、いざといふ場合には、敵を射撃し、或は劍を揮つて敵を突き倒す用意をして居るのである、歩哨は二人哨以上においては、動哨を以て隣接の歩哨と連絡を取ることがある、動哨とは読んで字の如く、歩哨が静つとして居て、目と目で連絡を取るのでなくして、直接歩哨の一人が他の歩哨の處へ出向いて行つて連絡を取るのである、

夜は通視が利かぬから、主として動哨を用ひ、晝間は餘り用ゐないが、隣りの歩哨との間に森があつて見えぬといふやうな場合は矢張り動哨を以て連絡するのである、又た他の歩哨の方に當つて、變つたことがあつたやうな場合も特に動哨を出して異状を確めるのだ、動哨は斯くの如く必要なものではあるが、これが爲め各歩哨本來の監視を緩うしてはならぬ、だから一人が動哨に出ても必ず一人は元の位置に留つて居ることが必要である。

尙ほ序に銃前哨のことを一言する。

銃前哨

小哨又は獨立下士哨は前に歩哨を出して警戒しては居るが、夜間等にあつては、敵が何の方面から俄に小哨又は獨立下士哨を襲はぬとはいへない、これが用心として小哨又は獨立下士哨の位置の前へ更に近く置く歩哨が銃前哨である通常の場合に於ては小哨又は獨立下士哨にある者は又銃休憩し、其又銃線の前へ歩哨を置くが故に銃前哨といふのである、が、敵に接近して又銃するのも危

歩哨の勤情と後方部隊

日露戦争中に於ける實例

いと思ふときに於ては、勿論銃を持つた儘休憩するのである、最後に一言するが、歩哨は實に重大極まる責任を有するものである、これあるが爲めに後方の部隊は安閑として休息することが出来るのだ、若しこれが職務を怠つたり或は又た其他の原因に依つて其職責が盡されなかつたりするときは、後方部隊は頓でもない悲惨な目に遇ふのである、般鑑遠からず、日露戦役中に於て、歩哨が眠つたり、或は敵にさらはれたりしたが爲めに、小哨が俄に敵襲を受け、従つて後方部隊まで騒がされたことは決して尠くない、闇の夜、殊に雨や雪が降つて寸前闇黒といふやうな場合には、敵は常に我歩哨を引つ攫ふことに力めたのだ、我軍とても素より負けては居ない、反對に引つさらひに行つたことも度々であつた、斯くして後方部隊を急襲する時であれば、捕虜として互に敵情を探らんとしたこともある、故に歩哨は實に危険極まるものであるが、其れが爲め臆病風を吹かせてはならぬ、實際の例として、歩哨が戦々兢兢として、位置に

陣中要務令

あつたが爲めに禽獸や、風の音を敵と誤解して發砲し、爲めに敵襲でも何でもないので、折角休んで居た後方部隊が大騒ぎをやつたやうな例も幾らもある、斯かることは日本男兒として寔に耻かしいことである、といつて決して歩哨の任務を容易なものといふのではない、實際暗夜に敵に接近して歩哨に立つが如きは、頗る薄氣味の悪いものに相違ないが、其處が日本男子たり、軍人たる所であるから、大に緊禪一番して、後の世までも人の物嗤ひにならぬやう努むべきである、富士川の水鳥の音に驚いて敗走した平維盛は今も尙ほ腰拔武士の標本として人の嘲る處ではないか、苟も異國の敵を相手として斯かる醜態を見するは、日本男子の此上なき恥辱である、大に將來の青年諸君に御考慮を願ひ度い。

五、宿營

宿營には、舍營、村落露營、露營の三種がある。

舍營は全部隊残らず人家に宿營するをいひ、村落露營は一部は人家に入り、一部は露營するをいひ、露營とは全部隊悉く野外に宿營するをいふのである。宿營は舍營を以て最も勝れりとし、露營を以て最も劣れるものとする、これは兵員休息の關係からいつたのであるが、情況に依りては其理想を實行するこ

とが出来ぬのである。敵に對する顧慮なく、又た宿營すべき人家に不足なき場合は無論舍營を選ぶべきであるが、敵に接近せるとき、又は人家に乏しきときは、止むを得ず半ばは露營せざるを得ぬ、これが村落露營である、又た甚しく敵に接近して危険の虞れ多き場合、又は宿營すべき人家皆無るときは全部隊残らず露營せざるを得ない。

が最初に述べた様に、野外に宿泊することは、疲勞を醫すること甚だ困難なるのみならず、却て疲勞を増すやうなことになる、だから情況の許す限り舍營

を選ぶべく、其れが困難なれば少くも村落露營を選ぶべしである、併し休息の必要に驅られて、敵情をも顧みず、爲めに敵に對して不覺を取るやうなことがあつては、不可なることはいふまでもない。

次に宿營の警戒に付き一言する、先づ緊急集合場なるものを説明する、緊急集合場なるものは、常に設けらるゝものではない、稍々大部隊が一所に宿營したる場合に置かるゝものである、小部隊にありては、其部隊の集合する位の場所は、何處にも求められるが故に、特に集合場を定め置く必要はないのである、大部隊にあつてはさうは行かない、殊に諸兵種混合で宿營したやうな場合にはさうである、斯かる場合には一定の集合場を設けて、急に應じて各部隊混雜することなく集合し、直に敵に備へることが出来るやうでなくてはならぬ、依て各部隊の集合場に至るべき徑路を定めて、萬一に際し一絲紊れず、直に集合し、直に敵に對することが出来るやうにするのである、其れが緊急集合場である。

宿營場の警戒
緊急集合場

外衛兵、風紀衛兵

次に外衛兵、風紀衛兵なるものが置かれる、風紀衛兵は舍營又は露營地内の靜肅及風紀を維持する爲め置かれるのであつて、其任務は兵營内に於けると大差はない、外衛兵は宿營地の出口其他重要な地點に置かれるものであつて、宿營地の出入者に注意し、胡散臭い者を警戒するは勿論、敵襲に際しては全力を盡して之を拒止し、本隊の大混亂に陥らざるやう力めるのである、といつて外衛兵は通俗にいへば歩哨的の者であるが故に、決して大部隊を以て之に當らしむるやうなことはない、従つて警戒を要すれば、其外に通常の前哨部隊を置くこと勿論である。

宿營地の警戒、整理等の爲めに舍營司令官、舍營日直將校等が置かれる、之等は宿營の割當て及び其警戒等に付き全責任を負ふものであるが、之等は兵卒に直接關係なきが故に省略する。

舍營司令官及高等司令部の宿舍は通常旗を以て標示するけれども、村民に敵

の間隙多きやうな虞れある場合には直に之を撤去し、若しくは假名にて或は又た適當な符號にて標示するやうな場合もある、日露戰爭中の如き、漢字で高等司令部の所在地を標示したが故に、狡猾なる露探(支那人)に依りて直に敵に通報され不利益を受けた例は決して少くない、夜間は燈火を以て之等の所在地を示す、同様の理由によりて、各部隊が宿舎に着くときは、直に隊號及び宿泊人員を標示せる紙は之を撤去することを要する。

次に舍營に關し兵卒の心得べきことを略言する。

一、先づ第一に舍主及び家族に對しては溫和を旨とし、猥りに之を使役し、家具を勝手に使用するやうなことがあつてはならぬ、但し不都合なことがあれば直に上官に届け出で、適當な處置を取らねばならぬ。
一、舍營地内に於て喧噪してはならぬ、散歩を許されたときに於ても、其區域外に出で或は又た禁令の場所に近寄つてはならぬ、禁令の場所とは例之傳染

舍營に關する兵卒の心得

宿營中非常の際に兵卒の心得べき事項

病患者のある家及び其附近、遊里、或は陵墓、廟、堂等其時、其處に依つて上官より立寄ることを禁止せられた場所である。

一、舍營中、非常のことありたる場合に於ては、整肅に且つ最も迅速に武裝を整へ、小隊、分隊毎に集合して中隊の集合場に至り、命を受けなければならぬ、敵兵俄に來襲して、中隊の集合場に至る時間もないときに於ては、其所にあるもの相合して敵に當るを要する、舍營中俄に不時呼集に會するやうな場合に於ては、得て狼狽して、必要な武器、裝具等を忘れるものである、故に最も沈着に動作し、次の順序に行ふことを忘れてはならぬ。

- 一、雜囊、水筒を肩にかけ、帶革をしめること。
- 一、背囊に入組品を納め、器具、換靴、飯盒等の附着せるや否やを確めて背負ふこと。

一、帽子を冠り、臙紐をかけること。

軍隊

一、銃を取り、銃口蓋はこれを脱すること。

此外宿營中の注意としては、

一、足をよく洗ひ、暇あれば靴下もよく洗つて不潔なものを身に着けてはならぬこと。

一、靴傷が出来た場合には、直に手入をし、自分で治療し兼ねるものは速に軍醫又は看護卒の治療を受けねばならぬ。

一、飲食に注意し、殊に傳染病に深甚の注意を要す。

一、靴の手入をよくし、常に油を塗りて、硬固ならぬやうにせねばならぬ、

其他の装具もよく洗濯、手入をなすべきである。

又餘談に涉るけれども、凡そ舍營で人家に入るとき程愉快なものはないので

ある、戦時のことはこれを抜きとして、平時秋季演習等に於て終日行軍し或は演習をやつて疲れた足を引きずりつゝ、村落に入り、其處に自分の宿泊すべき宿

舎を見付けたときは、實にいふ可らざる愉快を感じるのだ、況して其家で款待して呉れるときの如きは殊に然りである、其んな家で更に一日滞在等と来ては恐らく軍隊生活を通じて最も嬉しい日の一であらう、軍隊の趣旨として、宿舎に着いて其御厄介を懸けることは固辭するやう訓示せられてあるけれども、主人に於て進んで之を款待せんとするに、其れをも無下に辭退せよとは言はない。實際借金したり、苦しがつて之に御馳走したりする必要はないが、力之を許せば、相當に之を遇することは、人情として、又た國民として至當のことと思ふ、然し軍人より之を強請し、或は又た待遇可ならざるを以て、之に當りちらすが如きは元より絶対に不可なることは言ふまでもない、物質上之を好遇するの資力なくとも、少くとも誠意を以て之を遇することは、國民として確に必要なことで、これを眞に厄介視するが如きは、其短見寧ろ憐れむべしである、さばれ宿營地に於いて五人七人と、時としては二人三人と各割り當てられたる家を搜

陣中要務令

して歩くのは、實に楽しみなものである、其中の一人は宿舎長となる、宿舎長も下士の場合もあれば上等兵、一等卒、二等卒の場合もある、下士の宿舎長になる家は、稍大きい家で、従つて共に宿泊する者も多い譯である、將校宿舎は綺麗な大きな家が當てられることは申すまでもない、中隊長以上の宿舎には中隊本部、大隊本部等の旗が出される、年が年中窮屈な兵營に起居して、ゆつくりした疊の上に坐つたりすることは滅多にないのだから、人家に入るのみで既に一種のゆつたりした氣持と愉快とを感ずる、宿舎に着くと、先づ何を差し措いても武器装具の手入をしなければならぬ、而して銃は急造の銃架に凭せかけ、装具は装具できちんと皆一處に揃へて置かねばならぬ、其上漸く疊の上で、悠くり休むことが出来るのである、其中に湯があれば上級古參の者から漸次入る、舍營する場合には各自に米や副食物の現品を渡されるので、其れを舍主に渡して、御飯等は皆な家で拵へて貰ふのだから、極めて暢氣だ、中には隨

分御馳走して優待して呉れる家もある、其んな家に泊り合せた者は恐悦措く能はずといふことになる、反對に又飯丈で頓と構つて呉れぬ家もある、優待して呉れる家で一日滞在などになると、全く以て有り難いのだ、滞在の日には脚絆やら靴やら、襦袢やらの洗濯をやる、宿舎長にでもなると、他の者がちやんと洗つて呉れる、宿舎に着いても、早速と上につて宿泊證券の一枚も書けば、銃や劔は元より何もかも掃除して呉れるので、納り返つて居られるのだ、併しこれは習慣的に上の者を敬ふ處から行はれるので、武器の掃除まで他人に任せることは、軍隊としては決して公然に許可せられるものでない、滞在の日に散歩でもして知らぬ土地を見、名所あらば名所を見、繪はがきを買つたり等するのは、確に楽しみなことに違ひない、況して温泉地に泊つて、熱い湯にでもつかるときは、全く仙境にあるやうな心地がする、時としては、遊里に泊るやうなこともあるが、斯る際は梨下の冠、瓜田の靴で、思はぬ疑を受けるやう

なことがあり勝ちのものであるから、よく注意せねばならぬ。

六 行軍。

行軍は敵に對する關係に於ては、これを戰備行軍と旅次行軍とに分けることが出来る、戰備行軍は一にまた警戒行軍ともいふものであつて、敵に遭遇する虞れある場合に取るべき行軍の形式である、旅次行軍は敵に關する顧慮なく、單に位置を更へるための行軍である、行軍は又た晝間に行ふこともあれば、時として、夜間を選んで行ふやうな場合もある、夜間に實施するものは、夜行軍と稱する、元來夜行軍なるものは、晝間に比べて非常な困難が伴ふのみならず、疲勞も亦甚しいものであるから、敵の目を偷んで竊に之れに接近する場合又は夏季に於て酷暑を避ける爲め等、特別の目的なき限りは、成るべくこれを避くべきものである、が人馬の疲勞を顧慮するは、要するに戰鬥に於て大なる効果を奏せんが爲めであるから、戰況の要求に依つては、人馬の疲勞等は考

へて居られない、止むなく夜行軍も行らなければならぬ、又た非常に急を要する場合は所謂晝夜兼行で夜行軍をして、一地に移動することもある、が行軍は原則として晝間に行ふべきもので、夜間に行ふのは、特別の場合である。

戰備行軍の隊形順序は次のやうである、

敵、尖兵、前兵、前衛本隊、本隊、(前進のとき) ↓

本隊、後衛本隊、後兵、尖兵、敵、↑、(退却のとき)

少々部隊の大なるときは、前兵と尖兵との間に更に前兵支部なるものが置かれる、又た騎兵あるときは、最先方に騎兵尖兵を出すのである、前衛又は後衛とはこれ等を總て包括した名稱である、前衛の兵力は本隊の大小及び敵情に依つて一定せぬが、試に歩兵聯隊に例を取つて見れば、三箇大隊の中の一大隊が前衛となり、其中三中隊を以て前衛本隊となし、一中隊を前兵、其中隊の一小隊を尖兵とするが如きである、が何時もこの比例となるに定つては居ない、が之

前衛の区分

軍隊

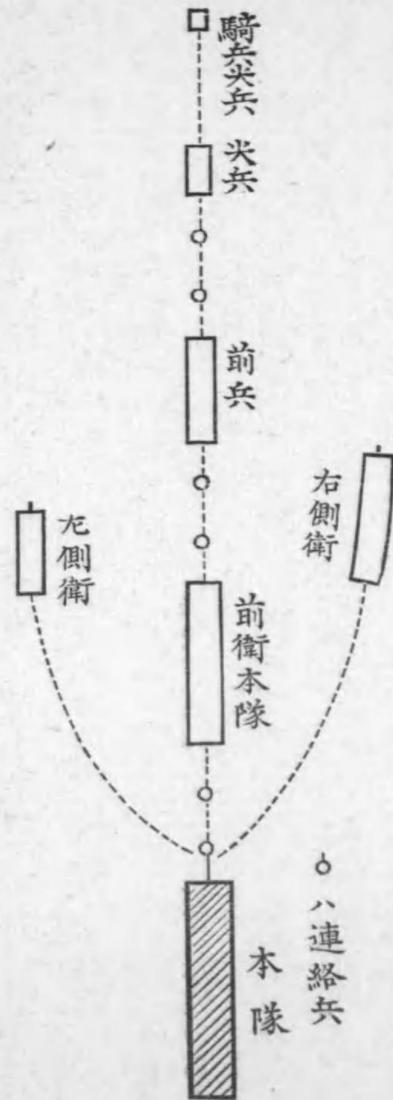
れと大差はないと見て宜しい、これが大部隊になると前衛に砲兵が附属したり、或は工兵、騎兵が附属したりして、其組織は稍々複雑となり、其軍隊区分も六ヶ敷、所謂戦術上の問題となるが故に、茲には態と省いて述べぬのである、が聯隊より成る前衛に於ても（聯隊を前衛とするは通常師団位の行軍なり）砲兵は一中隊、工兵は一小隊位より超過することは少いと思つて差支ない、而して工兵は通常前兵と共に前進し、（道路の補修等をなす）、騎兵は最前方に、砲兵は前衛本隊と共に前進するのが通常である、併し戦闘の状況は千變萬化であるからこれに應ずる前衛の区分も、其時に依りて異なるは元より其處で、斯くあることが寧ろ當然といつて宜しい。前衛又は後衛の外、側方が心配な場合には、更に側衛なるものを出すがある、其右に出すものは右側

側衛



行軍状態略

衛といひ、左に出すものは左側衛といふ、側衛は更に軍隊区分をなして前進すること本隊と異らぬ、併し小なる側衛に於ては元より本隊の如き複雑なる区分を爲さぬこと勿論だ、側衛は前圖の如き場合に出す。兩側衛を出す場合はこれに準じて考へられると思ふ。次に簡單に行軍状態の一例を圖示する、



陣中要務令

圖にも示せる如く、各部の間には連絡兵を出して終始連絡を保ち、又た之に依りて命令、報告の傳達をなさしむることもある、夜間に於ては連絡兵は最も必要である。又た曲り路、岐路等には一人の連絡兵を残して後の隊が確に進路を了知した後に進むべきものである、尖兵及び側衛の前には更に斥候のあることはいふまでもない、尖兵は最も先頭にありて前進し、敵を警戒すると共に、道路の兩側を成るべく廣く搜索する、これが騎兵尖兵ならば、更に遠く、更に廣く搜索を爲し得べきこと勿論である、尖兵長は通常中少尉これに當るが、將校缺乏の場合は、特務曹長又は下士を用ひることもある、前兵は尖兵の後にありて前進し、前衛本隊をして絶えず前進を繼續せしむるやう小敵は之を驅逐し、大敵は本隊の展開するまで巧に之を阻止するやう努めなければならぬ、尖兵大敵に遇ふときは前兵に合するか、前兵進んで尖兵に合するかは時によりて一樣でない、前衛本隊は前衛の主幹をなすものであつて、要するに本隊の行軍を濫

滯なからしむると共に、急に際しては本隊をして展開の餘裕あらしめるが任務である、遭遇戦等に於ては、前衛の任務は特に重大であつて、敵に對して機先を制し、本隊の爲め必要なる地點の如きは、危険を冒しても、之を占領して置かなければならぬ。

次に行軍々紀のことを一言する。

一、行軍中は狼りに己れの位置を代へてはならぬ、若し列を離れる必要のある場合は其旨小隊長に申出で許可を受けなければならぬ、小隊長傍にあらざるときは分隊長の許可を受けるを要する、而して銃器は隣兵に託するのである銃を片手に列を離れて立小便をする等は最も見つともないのみならず大目玉の種だ。

二、間隔、距離を正しく守らなければならぬ、間隔とは左右の隔りを言ひ、距離とは前後の隔りをいふ、間隔を広げるときは道一ぱいになりて、他の通行

距離、間隔
を守らざる
害より起る弊

人の支障となるのみならず、演習中、又は戦時の如き他兵種や、傳令、斥候等の通行頻繁なる時に際しては、非常な邪魔となるのである、だから軍隊は通常右側に偏して行軍するものである、次に距離を延ばすことも餘程注意せねばならぬ、一人か二人かが距離を伸ばして、其れを詰める爲めに駆歩でもすると、其餘波は最後尾の者にまで及んで、而かも其距離の度が多くなつて之を恢復するのに非常な困難を來すのである。況してこれを度々繰り返されれば、一寸歩いては一寸駆歩し、常に駆歩をやつてると同じことで、其疲勞續けざまに駆歩せるときよりも甚しいのである、これが既に長途の行軍をして疲れて居るやうな場合には堪へられぬ苦痛である、一度軍隊生活をした者は、このちよこゝ走りか如何に煩く且つ苦しいものであるかを知ると共に常に距離を定めぬ通りに守つて歩くことが如何に必要なかを切實に感ずるのである、間隔を廣くせぬ關係上行軍間は、小隊長、分隊長も悉く列中

行軍間の銃
の擔ひ方

行軍間の服
装

軍橋を渡る
ときの注意

に入る、後尾には必ず將校が一人居つて、右へ寄れ、左へ寄れ等と注意する其れに従つて行軍する隊は、直に一方へ寄らなければならぬ。
一、行軍間は銃の擔ひ方は、教練のとき程嚴重でなくとも好いが、反對の肩より外へ出る程に擔いではならぬ、其れでないと隣兵の銃と衝突して痛めたりするからである。
一、服装も勝手な真似をしてはならぬ、必要あれば、將校より釦を外すとか、臆紐を上げるとか、或場合に際しては帽子を取るとか、夫々注意をせられるものであるから、兵卒各自に勝手なことをしてはならぬのだ、軍隊は何處までも規律を重んじ劃一主義をとり、一絲紊れざる態度を取るものであるから、各人勝手に思ふことをして、烏合の衆に類するやうなことは、固く禁せられるのである。

陣中要務令

主なる注意は以上のやうなものであるが、特別の場所、即ち軍橋を渡る場合

軍隊

の如きは、又た特別の注意を要する。即ち、

- 一、整肅に行進し、決して駈歩をしてはならぬ。
- 一、橋の側に偏つて歩いてはならぬ。
- 一、距離が延びても、橋の上で恢復せんとしてはならぬ。
- 一、歩を揃へて歩いてはならぬ、歩を揃へると非常な動搖を來し、危険なるが故である。

休止中の注意

以上は普通行軍中の注意であるが、休止に際しては、又た相當の注意を要する。

用便を速にすべし

- 一、休止に際しては、便所に行き度い者は直に之れが始末をなし、出發に際しまご付くやうなことがあつてはならぬ、食事の如きも同様である。

道路を塞ぐ可らず

- 一、休止のときと雖も、通路にうよくして往來を妨げ、一般通行人は元より傳令、斥候等の邪魔をしてはならぬ。

背囊は必ず卸すべし

一、着装の不可ない處は、直に之を修正し、背囊の如きも、特別の事情なき限り之を卸して休まなければならぬ、兎角背囊を卸すことは臆劫なるが故に、背負つたま、道の上に引つくり返つたり、物に寄せたりしたいものであるが、其れでは背囊に附けた飯盒や外套其他の装具を痛めるのみならず、甚だ不體裁であるから、几帳面に背囊は卸して休むべきである、併し出發に際し又た背負ふ必要があるので、誰れしも一寸面倒に思ふものである、又た吾輩の實際から言つても、背負つたま、仰向けに引つくり返つて休むことは、案外氣持の好いものに相違ないが、前述の如き不可なる點も多いのであるから決してするけて其儘にして居ては可けない、實際に於て重い背囊であれば、必ず卸して休んだ方が疲勞も少いのである、これは斯くあるべしといふ理想で又必ず實行しなければならぬものであるが、吾輩もする黨の一人として、背負つたま、仰向けに寝て、青天井を眺めて見たり、乃至は帽子を顔の上に被せて

陣中要務令

靴を脱ぐべし

軍隊

寝て見たりしたが、實に好い氣持で、春先などは眞に何ともいへぬ心持であつた、疲れたときだと、其まゝ寝入つて了ひさうになる、が此んな悪いことは決してしてはならないのだ。

一、其次には、休止して背囊を卸すや否や靴を脱ぐことである、兎角足は汚くなり勝つたもので、而かも熱くなり易いものであるから、靴を脱いで風を入れ熱りを冷ますことは非常に必要である、其れでないと得て靴傷に罹り易い、又た靴下の皺を十分伸ばして置かなければならぬ、是又靴傷の豫防である、之も前同様甚だ必要なことであるが、矢張り面倒なので、其まゝにし勝ちのものである、而して其結果靴傷を起すことになる、吳々も惰氣は一掃せねばならぬ。

猥りに人家に立入る可らず

一、次に猥りに人家に立入つてはならぬことだ、休むと、いきなり人家に飛び込んで、茶を飲んだり、水を飲んだり、勝手な眞似をする者もあるが、これ

行軍雜感

は自分の衛生上甚だ宜しくないのみならず、其家に對して非常な迷惑を及ぼすものであるから能く注意しなければならぬ。

行軍の要領及び普通の注意は大略右のやうなものであるが、序に吾輩の行軍雜感を一寸述べよう。

行軍と駢歩

入營當時は毎日々々營内にばかり居るので、偶に外へ出ると此上なく晴々して氣持が好いものだ、が一度駢歩が始まると命だ、三町や五町は誰れしも平氣に走つて居るが、半道以上になると、そろ／＼弱り出す、お互に苦しいのであるから、一人が落伍すると、一所に脱げようかと思ふ氣が起り勝ちのものだ、が何處までも我慢をしなければならぬ、斃れるまでは行くといふ決心で行くを要する、凡そ駢歩ほど忍耐力を養ふに力あるものはなからうと思ふ、耐へ耐へて進みはするが、終ひになると、足はへ／＼になつて、一寸した小石にも躓いて倒れる、全く隋性的に走つて居るに過ぎないのだ。

陣中要務令